

遼朝北面の支配機構について：著帳官と節度使を中心に

加藤，修弘
都立高校：教諭

<https://doi.org/10.15017/27495>

出版情報：九州大学東洋史論集．40，pp.7-84，2012-03-31．九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



遼朝北面の支配機構について —著帳官と節度使を中心に—

加藤 修弘

目次

序論

第一篇 北面官制における著帳官の持つ意味

序章 北面官の登用について

第一章 著帳と著帳官

第二章 著帳官の任用

第三章 著帳と著帳官—その実態

第四章 著帳官制の成立と発展

第五章 著帳官と御帳官

第六章 著帳官制の意味

第七章 モンゴル帝国における Nokor との比較

第二篇 遼代契丹部族と部族官制

第一章 問題提起

第二章 北・南大王の任用について

第三章 大王・節度使の実態

第四章 部族の契丹人について

補章 遼室と迭剌部

結論

註

遼朝北面の支配機構について—著帳官と節度使を中心に— (加藤)

序論

古来より北アジアの草原地帯に興亡をくり返してきた遊牧民族の歴史を通観すると、十世紀の初頭においてそこに注目すべき転換の生じたことがわかる。すなわち、いわゆる「征服王朝」の出現である。匈奴より、鮮卑、柔然、突厥、回鶻と続く遊牧帝国はいずれも草原地帯に統一勢力を作りあげ、たびたび農耕地帯へ侵入をくり返しても、そこに永続的な支配をうちたててはなかつた。しかしながら、契丹民族の遼朝より以後、金、モンゴル帝国、清とつづく北族の系列をみると、まず草原地帯（金、清は森林地帯）の部族民を統一し、その軍事力を背景に中国本土を征服して、そこを帝国の支配権の下におくようになる。そこで、この時点をもって北族の歴史における一つの転換期と見ることができそうである。そうなると、このいわゆる「征服王朝」の最初のものである遼朝史の研究が大きな意味をもつてくるのである。

しかしながら、その重要性にもかかわらず現在遼代史の研究は決して進んでいないとは言えないようである。日本の勢力が朝鮮、満州へ及んでいた戦前には、満・蒙・鮮の研究はかなり活発であり、『満鮮地理歴史研究報告』、『満洲歴史地理』、『満蒙史論叢』などを中心に、津田左右吉博士、あるいは、松井等博士らの諸先生が数多くの論文を發表された。ただこれらは、歴史地理、制度、対外関係といった方面では研究を大きく進めてはいるが、契丹社会を動的にとらえるという点では未だ多くの問題を残している。現在のところ、遼代史研究に最も大きく貢献しているのは島田正郎先生の一連の研究であろう。先生の研究は制度、経済、さらには生活、風習にいたるまでほとんどを網羅的に研究されている。また、田村実造先生も遼代をかなり網羅的にあつかわれている。また契丹の古代史については愛宕松男先生がきわめてユニークな方法論のもとに独自の研究を進められた。その他にも数多くの先生方が遼代史に関係しておられるのであるが、それでも未だに遼朝史の諸問題は解決しつくされてはいないように思われる。一方西洋では、カール・A・ウィットフォーゲル氏が遼代史をかなり詳細に手がけられたが、氏の場合、史料に対する批判がきわ

めて甘いので、多くの点で誤りをおかしているように思う。

このように、数多くの研究がなされたにもかかわらず、遼代史研究が十分進んでいるとは言えない^(三)。その最大の理由は、史料の貧弱さにある^(四)。遼代史を研究する場合、まず第一の史料としてあげなければならないのは『遼史』である。しかしながら、『遼史』編集の杜撰なことは周知の事実であつて、内容の貧弱さ、記録の混乱ははなはだしく、これをそのまま無批判に使用すると、とんでもない誤りをおかすことになる。ところが、『遼史』を補足するための補助史料がまた、まことにそまつなのである。『契丹国志』、『金史』、『五代史記』、『三朝北盟会編』、『続資治通鑑長編』、『松漠紀聞』などがそれにあげられるが、契丹に関係したものではありません、その内容の真偽はともかくとしても、数的に極めて限られており、決して十分とは言えない^(四)。特に契丹の社会内部にまで考察の手をのばそうとすると、史料はほとんど『遼史』一本に限られてしまう。そこで遼代史研究のためにはまず、『遼史』の細部にわたって十分検討することから出発しなければならないのである。

私はここで、遼朝の契丹部族に対する支配の機構を考えていきたいと思うのであるが、『遼史』巻四五から巻四八にいたる百官志を見ると、そこに整然とした中国王朝式の支配機構が整備されていたかのごとくであり、それをそのまま認めると遼朝は中国式の君主独裁中央集権制の国家として確立されていたと考えざるを得ない。しかしながら、遊牧民族である契丹について中国式に書かれた王朝史の記述には、かならず裏にかくされたものがあるはずである。その裏を読みとることによつてはじめて、遼代の社会の姿を明らかにすることができるであろう。そしてその場合必要なのは、百官志をそのまま認めることではなく、本紀や列伝からその官の実際の働き、あり方を知ることである。そこから、百官志の定式化された記述には表れない、真の支配機構が明らかにされるのであると思う。かかる方針のもとに、以下、遼朝の北族支配の機構について若干考えていくつもりである。

遼王朝の支配機構における基本的な性格は、津田左右吉博士が「二重体系^(五)」と呼び、島田正郎先生が「二元体系^(六)」と訂正されたところのそれであろう。すなわち、北族には北族の制度をもつてあたり、漢人には漢人の制をもつてあ

るといふ原則のもとに⁽¹³⁾、北樞密院（北面）、南樞密院（南面）をはっきりと分離して、それぞれの統治にあつたのである。そもそも遼朝の場合、自己が契丹民族であるとの自意識が非常に強く、契丹人が圧倒的多数の漢民族のなかにのみこまれてしまわないよう、常に気を配り、それにのつとつた政策を展開している⁽¹⁴⁾。この点で遼朝は北魏や金の漢化政策とはかなり異なつた政策をもつていたと言わなければならない。遼朝の特色を考えるにあつてまず気を配らねばならないのはこの点であらう⁽¹⁵⁾。

ところで、遼朝は、一般に中国の「征服王朝」の系列において、その最初のものにあげられる。「征服王朝」といふ言葉は、ウイットフォード氏がはじめて使つたものであり⁽¹⁶⁾、外民族が中国を征服し、そこにうちたてた王朝を中国王朝史の中でとらえた言葉である。これに対し、島田正郎先生は、遼朝を征服王朝という名でもつて中国王朝史の系列に入れることに強く反対し、あくまで北アジア史の一貫として捉えるべきであると主張されている。私には、どちらがどうのこうのとはとても言えないのであるが、この二説は遼朝権力の基礎をどこにおくかによつて基本的にわかれてくるような気がする。つまり、遼王朝の基盤を経済的なものに求める時、遼の皇帝権を支えているのは漢民族の州県体制よりの租税収入であつたとみるのが最も妥当であると思えるのであり、その結果漢民族支配の歴史として中国王朝史の系列に入ってくる。これに対し、遼朝権力の基盤として軍事力を重視した場合には、契丹民族の強力な軍事力を背景に北支那を支配した北族王朝としての遼朝がクローズ・アップされてくる。どちらにしてもこれは一つの事実に対する見方の相違にすぎないような気がする。征服王朝と言つたところで、異民族が支那を統治するといった異例な事態をその特色の第一に考えなければならぬし、北族王朝とみた場合も、その経済的基盤としての漢民族支配をなおざりにすることはできないのである。よつて、遼朝をどの系列に入れるかについてあまりにこだわるのはかえつてその眞の性格を見失わせることになるような気がする⁽¹⁷⁾。

契丹民族は遊牧民族である。その意味では匈奴以来北アジアに興亡をくり返してきた遊牧帝国の性格を基本的に持つているに相違ない。私はここでまずこの点に重点をしばつて考えをすすめていこうと思う。匈奴帝国より後、北アジア

には時に大きな統一勢力が形成され、南の漢民族との間に血みどろの抗争をくり返してきた。しかし、匈奴から突厥、回鶻にいたるまでの彼らは、五胡十六国時代とそれにつづく北魏を例外とすると、漢民族世界に侵入、略奪はしても、そこに永続的な支配をうちたてようとはしなかった。むしろ彼等にとつては、中央アジアのオアシス国家地帯の方がはるかに重大な関心事であった。彼らは、トルキスタン地方を抑えることにより、東アジアと西アジアの二つの文明圏を結ぶ通商路をその支配下におき、そこから莫大な利益を上げることができたのである。分散的な遊牧経済のみにては、永続的な支配権力を生み出すことのできない彼らにとつて、帝国の建設、維持を可能にする経済的基盤を提供したのほまさにこの収入であった。匈奴が漢と戦つたのはこの利権を守るためであり、蒙古がその膨張期に中国へ入らず、まず西方への大遠征を試みたのもそのゆえであった。遼朝においても、遊牧経済であるかぎり、この規定をうけずにはいられなかった。国内の反対をうけながらも、可敦城の保持に強い執着をもっていたのは、いわゆる回鶻路を確保する為であった⁽⁶⁾。しかしながら、遼朝はその位置が東西交通路の中心部からはずれており、大きな不利を背負つていたと見なければならぬ。当時にあつても中央アジアの貿易路の中心は（のち西夏によつて閉ざされるが）甘肅の回廊地帯であつたに相違ないからである。そこで遼においては、その不利を補うもの、あるいはそれにかわるものが求められなくてはならない。そこで登場するのが、定着農耕民族の政治的支配による租税収入であると考へてはどうだろうか。征服王朝としてあげられる四つの王朝のうち、蒙古高原におこつたモンゴル帝国は、まず西方遠征を行い、その経済的基盤を確立しているが、満州民族である金、清にあつては、膨張の方向はまっすぐ中国本土にむけられている。これは満州地方にあつては、王朝権力の支えとして充分な利益を提供する貿易路が付近になかつたことが大きな原因であると思ふ。この両者の中間に位置していた契丹民族は、太祖によつてまず西方への勢力拡大が試みられ、のちにその眼は南方へ向かつて、太宗による中国侵略と、燕雲十六州の獲得がなされている⁽⁷⁾。よつて古代から北アジアに興亡した遊牧帝国の系列と、いわゆる征服王朝のそれとは、地理的な要因による相違点を考慮に入れるなら、その基本的性格においてそれほど相違はないのではないかと思われるのである。かかる観点から、私は、遼朝の北面支配の機構の中に必

然的に現れてくるはずの北アジア的な性格を考えていこうと思う。

第一篇 北面官制における著帳官の持つ意味

序章 北面官の登用について

王朝の支配機構を考える場合に、官吏登用制度はまことに重大な意味を持っている。王朝はそれを通して、自己の権力を維持する為の人材を獲得するわけであるから、その形式には王朝体制側の欲求が基本的にかくされているとみななければならぬ。私がここで、遼朝における北面の支配機構を考える上に、まず官吏の任用の姿から考えを進めようとするのはまさにこの故である。

遼朝支配の最大の特徴は前述のごとくその二元体制である。北枢密院（北面）は契丹・奚などの遊牧民族の、また南枢密院（南面）は漢人・渤海人など農耕民族の控制的にあたり、この両者は制度的にはつきりと分離されていた。そこで、当然官吏登用の面でも、契丹人と漢人とでは全く異なった姿がみられる。漢人の場合は、聖宗の統和六年に貢挙が行われるようになってから一貫して試験制度が行われていた¹⁰。しかしながら契丹人においては、正式な官吏登用制というものはついに史料に表れなかった。『契丹国志』巻一九 馬保忠伝の論には次のようなことが言われている。

論曰、官不当、則人多覬覦、源不清、則下皆奔競。契丹自重熙之時、私謁肆行、除授無法、膜拜之徒、亦授以公孤之官、其濫極矣。

これを見ると、少なくとも重熙以前には、制度的なものはないまでも、一応の秩序があつたといっているようにとれるが、それではそれは、史料的にどこまで裏づけすることができるであろうか。以下、契丹人登用法の実際をみていこう

と思う。

『遼史』の人物を一通り調べてみると、彼らが仕官するためのきつかけには、まことに多くの異なった状況のあったことが解る。そこで、次にそのおおよそを並べてみようと思う。

(a) 世官制¹⁸⁾ (世選制)

契丹人へのみ与えられた特権であり、帳族、部族内の有力な一族、又は一家が、代々ある官職につき得る家柄として正式に認められるという制度である。なお、世官の特権は、契丹人であっても、宮分人などの自由民でない者には与えられなかったようで、『遼史』卷九七 耶律喜孫伝には、彼が永興宮分人であることを述べたと、

重熙中、其子涅哥為近侍、坐事伏誅。帝以喜孫有翼戴功、且悼其子罪死、欲世其官、喜孫無所出之部、因見馬印文有品部號、使隸其部、……

とあつて、部族に所属させたあとで世官を許したことが解る。

世官の対象となつた官は、上は宰相から、下は部族の小吏に至るまであつて、それが契丹人の官吏任用の上で、きわめて重大な意義を持つていたことがわかる¹⁹⁾。

世官は、史料的にもきわめて豊富な例が見出されるが、ここではそのうち一例をあげておく。

蕭護思、字延寧、世為北院吏、……改北院枢密使、仍命世預宰相選。 (『遼史』卷七八 蕭護思伝)

(b) 廕

廕によって任ぜられたという記述は『遼史』中一例のみであつたので、世官とこの場合の廕とはつきり区別される

遼朝北面の支配機構について—著帳官と節度使を中心に—(加藤)

ものであったかどうかは、疑問である。ウイットフォーゲルは遼代における廕の存在をはっきり肯定している⁽²⁰⁾。史料は次のもののみである。

耶律引吉、……以廕補官、……

〔遼史〕卷九七 耶律引吉伝

(c) 戦功

戦いにおける功績が出世につながるというのは、どの地域、どの時代の歴史においてもきわめて当然のことであった。ただし、この場合の任用される官は、多く軍官などの外朝の官であった。

〔統和五年三月丁丑条〕以諦居部下拽刺解里偵候有功、命入御蓋郎君班祇候。

〔遼史〕卷一一一 聖宗本紀三

蕭忽古、……補禁軍。咸雍初、從招討使耶律趙三討番部之違命者。及請降、來介有能躍駝峰而上者、以僂捷相諂。

趙三問左右誰能此、忽古被重鎧而出、手不及峰、一躍而上、使者大駭。趙三以女妻之。帝聞、召為護衛。

〔遼史〕卷九九 蕭忽古伝

(d) 行幸のおりに任ぜられるもの

ウイットフォーゲルは、帝の毎年の長期の行幸に、情報収集の目的を見出しているが⁽²¹⁾、これは同時に人材発掘の機会でもあった。

奚回離保、……大安中、車駕幸中京、補護衛、……

〔遼史〕卷一一四 奚回離保伝

(e) 遊獵のおりに任ぜられるもの

(d)と同じことである。

(樂音奴の) 父拔刺、……養于家奴奚列阿不。重熙初、興宗獵奚山、過拔刺所居、奚列阿不言于近臣、拔刺得見上。

〔遼史〕卷九六 蕭樂音奴傳

(f) 郷里の推薦

この場合、推薦をうけるきまつた機関が設けられていたかどうかは不明。

蕭敵烈、……為郷里推重。始為牛群敵史。帝聞其賢、召入侍、……

〔遼史〕卷八八 蕭敵烈傳

(g) その他

他にも次のような場合があった。

(重熙三年二月戊申条) 耶律大師奴有侍襜褕恩、詔入属籍。

〔遼史〕卷一八 興宗本紀一

(応暦二年六月丁未条) 命乳媪之兄曷魯世為阿速石烈夷離董。

〔遼史〕卷六 穆宗本紀上

『遼史』における、契丹人の人材登用例は、ほぼ前記の分類にまとめることができると思う。そのうち、質的にも、量的にも、(a)の場合が圧倒的に大きな比重を占めている。しかし世官制については、第二篇でややくわしく論じなければならぬので、ここではあまり深く立ち入らない。

次に問題となるのは、以上のごとくして登用された者は、その後いかに官吏の道を行っていったか、ということであ

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

る。『遼史』には、四五卷よりなる列伝があるが、まずその全ての中から、契丹人の官に任ぜられた者を選びだし、その経歴を調べてみた（漢人、渤海人は農耕民であるのでひとまず除外する）。もちろん、伝の中にはかなりあいまいなものがあり、それらや、この場合には直接の関係はない后妃伝、列女伝などの人物はとりあげなかった。そしてそれらを、その最初に任ぜられた官によって分類してみたものが前頁の表Ⅰである（帝名はその者の登用された時の帝。不明なもの、前後関係より、可能性の最大なところへ挿入した）。

ここで一見してわかるごとく、諸官吏の、経歴の最初の官としてあがっているものの中では、百官志に北面著帳官として分類されている官の占める割合がきわめて大きい。しかも漢人で著帳官に任ぜられた例は、私が『遼史』を読んだかぎりでは、一例もみあたらない。私はこの点に注目する。そしてここに、北族固有の形態を見出してみたいと考えるのである（九）。

第一章 著帳と著帳官

遼朝においては、帝の身邊の雑役に奉仕するための者を、著帳と呼ぶ特別の集団に入れ、これを部族制²³とはきりなしに存在させているのであるが、著帳の持つ意味は、『遼史』を見るかぎり何とも不明確で、矛盾に満ちたものである。まず『遼史』卷一六 国語解によれば、

著帳 凡世官之家及諸色人、因事籍没者為著帳戸、官有著帳郎君。

とあり、罪を犯して籍を没せられた部族民は、著帳戸と呼ばれる帳の下に属したらしい²³。彼等の持つ役割が、帝の身邊の雑事をとり行うことであるということと考えあわせると、この事は、やや腑に落ちない。犯罪者の家屬を、しかも籍没されて権力に対し好感情を持っていない彼らを身邊の世話に使うということは、きわめて異例のことではなからうか。事実、『遼史』卷四五 百官志一 北面著帳官の条に

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―（加藤）

古者刑人不在君側。叛逆家属没為著帳、執事禁衛、可為寒心。此遼世所以多變起肘掖歟。と、このことに対する『遼史』編者の疑問がのべられている。さらに、もう一つ疑問に思うのは、『遼史』卷七三 耶律頗徳伝にある

百官子弟及籍没人称著帳。

との記載である。これをみると、百官の子弟も著帳に入れられていたらしい。百官の子弟と、犯罪者の籍を没せられた者とが等しく著帳と呼ばれるのは、どういうことか。これらの疑問を念頭において、これからやや詳しく考えてみたい。以上のような著帳のあり方は、島田先生も指摘することく、中国王朝の制度には見られないところであり、遼朝の特殊性を考える上に大きな示唆を含む問題ではないかと思うのであるが、従来の研究の中では、この点に注目されたものは、殆どない。島田先生の『遼代社会史研究』には、著帳について僅かながら総括的にふれられているので、その紹介をまずしてみよう⁵⁶。この場合基本的な史料は、次の三つである。

籍没之法、始自太祖為撻馬狄沙里時、奉痕徳堇可汗命、按于越积魯遇害事、以其首惡家属没入瓦里。及淳欽皇后時析出、以為著帳郎君、至世宗詔免之。其後内外戚属及世官之家、犯叛逆等罪、復没入焉、餘人則没為著帳戸、其没入官分・分賜臣下者亦有之。
 (『遼史』卷六一 刑法志上)

著帳郎君、初、遥輦痕徳堇可汗以蒲古只等三族害于越室魯、籍没家属入瓦里。淳欽皇后宥之、以為著帳郎君。世宗悉免。後族・戚・世官犯罪者没入。
 (『遼史』卷三二 營衛志上 宮衛)

著帳郎君院。遥輦痕徳堇可汗以蒲古只等三族害于越室魯、家属没入瓦里。応天皇太后知国政、析出之、以為著帳郎君・娘子、每加矜恤。世宗悉免之。其後内族・外戚及世官之家犯罪者、皆没入瓦里。人戸益衆、因復故名。皇太后・皇太妃帳、皆有著帳諸局。
 (『遼史』卷四五 百官志一 北面諸帳官)

これらは、ほぼ同じことを述べたものであるが、島田先生はこれから、著帳戸の身分は官奴婢もしくはそれに近いものであったと判断される。瓦里というのは、次の史料の示すごとく内戚、外戚及び百官の罪をおかして籍没された者の属

す官府名であったことは確かである。

瓦里 官府名、官帳・部族皆設之。凡宗室・外戚・大臣犯罪者、家属没入於此。〔遼史〕卷一一六 国語解）著帳はそのうち幹魯朵^{卷二〇}所屬の瓦里所隸人戸に由来しており、宮廷とは特別の関連を保持せしめられていたという。瓦里と著帳との相違点については、いずれにしても明確でないので、深入りすることはやめ、著帳所屬の人戸は犯罪による籍没人で自由民とは言えないが、宮廷とのつながりから不自由民とも言いきれない身分であったということのみにこの場はおさえておく。いずれこのことは関係した箇所でもう少しふれなければならぬ。

次に著帳の統制機関であるが、百官志によれば、大きくわけて著帳郎君院と著帳戸司の二つがあり、その下にいくつかの官において宮廷の雑役に任じていたとある。この両者は一見重複するようであるが、島田先生は、前者が著帳戸出身者の任官しうる機関なのに対し、後者は官途につかず雑役に奉仕するものを統率する官署を簡単な文字を用いて説明したものではないかと述べておられる。そして「以上、百官志・北面著帳官の条を点検した結果、所謂著帳戸に属する凡ての人員は、著帳戸司の管轄の下に、宮中の雑役に任ずる義務を分担し、その一部は任官して、著帳郎君院の職員となり、宮中の雑事を掌つた事情が明かとなる。従つて明確な資料が挙げられないにも拘らず、著帳郎君院・著帳戸司の職員が、長以下凡て著帳戸出身者であるべきは、論ぜずして明かであらう。但、彼等は所謂著帳郎君への仕官を踏台として、他の官職に転ずることはなかつた。」と結論され、『遼史』卷九六の耶律良の伝で、著帳郎君出身でありながら^{二〇}異例の出世をしたのは、重元の乱における功などの為で例外に属することであるとされている。さらに続けて「著帳戸は、その成立の過程に於いて、犯罪者家属の没官者に発してゐる如く、その組織も亦、遊牧人戸に対する制度と隔絶した特殊な性格を有してゐた。遼が宮廷の卑役に任ずる人戸に特別の組織を設け、独自の集団を形成せしめた事実は、契丹人の社会組織を考へる場合、特に重要視しなければならないことに属する。」と指摘される。また彼らが一方では軍役にたったことについては^{二一}、その軍団には、郎君軍詳穩司と呼ぶ官署があり、兵馬のことを管掌し「さうしてその職員にはまた、著帳戸出身者のみ^{二二}が任用されたと臆測される。」（傍線、引用者、以下同じ）といわれている。そして、島田

先生は「遼制に於いては、宮廷の卑賤な雑役に任ずるものを特別の人戸に限定し、彼等に独自の集団を組織せしめて、これを部族籍から切離し、集団内の軍民両政をその自治に委ねた事情が明かにされた。」と言う。

以上、多少長くなつたが、島田先生の見解を、引用を主として紹介した。次にこれに対する疑問点を提出し、同時に著帳・著帳官について考えてみたい。

まず、島田先生は「明確な資料が挙げられないにも拘らず」著帳官が著帳戸出身者に限られていたということは「論ぜずして明か」であると言われるが、先生の引用された史料は百官志・營衛志・刑法志などであつて、列伝における著帳官の実際の運用については何も述べられていない。それにもかかわらず、こう断定するのはどうであろうか。

また、著帳戸内の軍民両政を「その自治に委ねた事情が明かにされた。」というのも、その前提となるものがあくまで「臆測」ではないのなら、どうして「明かにされた」ということが言えよう。

さらに、著帳戸という特殊な社会集団の姿は、「支那の制度に見られないところ」のものであり、この事実を契丹人の社会組織を考える上で特に重視すべきことを指摘されるが、そのみにとどまって、支那以外の、つまりは北族の歴史の一貫として積極的に扱っていられるようでもない。

以上の三つが主な疑問点であるが、いずれにもせよ、『遼代社会史研究』全三四八頁の中で、著帳戸にさかれた頁数はわずかに七頁でしかなく、先生自身がこの問題については、それほど大きな注目をはらわれなかったことを示している。しかし、私はこの問題は、きわめて重要なものであると考えるので、以下前述の疑問点の順序に従つて論を進めていこうと思う。

第二章 著帳官の任用

まず第一に、著帳官が著帳戸出身者にのみ限られていたという主張は、否定されなければならない。このことは前掲

16頁の表Iを見てみれば一見して明らかである。列伝中の人物達が官吏として登る場合の最初の官としてあげられているものうち、祇候郎君・牌印郎君・本班郎君・御淺(盞)郎君・祇候郎君班詳穩・寢殿小底・筆硯小底といった官は(28)、いずれも百官志で著帳官の中に入れられている官職である。しかもそれらに任じた人物の出身は、横帳・国舅帳・遥輦帳といった帳族から(29)、五院部・六院部・楮特部・突呂不部などの契丹部族、さらには、奚部出身の者までがある。これからみるに、著帳官は、契丹人全て、及び奚部人に至るまで広くその登用がなされていたことは、まことに明白であり、著帳戸出身者に限定されていたというのは何としても納得できない。しかも島田先生は、「彼等は所謂著帳郎君への仕官を踏台として、他の官職に転ずることはなかつた。」と言われるが、彼等は皆著帳官をふりだしにして昇進して行き、遼朝における最高の官である北院枢密使に至る例も珍しくないのである。これほど明らかな事実を無視して何故あのような断定ができたのであろうか。

さらに、私は、先生が「所謂著帳郎君への仕官」というように、著帳官と著帳郎君とを同一視していられるがごときは、根本的な誤りであると考える。そして、著帳戸と著帳郎君とは「後者は前者の官制上の呼称、乃至は前者出身の人の官途についたものに対する呼称で、本質的に別のものを指すのでないことが明かである。」と断定されるのは、大きな疑問を感じる。そこで次に、著帳の実態について、史料をあげながら考えていこうと思う。

第三章 著帳と著帳官―その実態

はじめに、ここでもう一度百官志一の北面著帳官における著帳郎君院と著帳戸司の下の官職を確認しておきたい。長くなるが、それを次に列記する。

著帳郎君院

著帳郎君節度使

著帳郎君司徒

祇候郎君班詳穩司^⑩

祇候郎君班詳穩

祇候郎君直長

祇候郎君開撒狹

祇候郎君

祇候郎君拽刺

筆硯局 筆硯祇候郎君

筆硯吏

牌印局 牌印郎君

裨褥局 裨褥郎君

灯燭局 灯燭郎君

牀幔局 牀幔郎君

殿幄局 殿幄郎君

車輿局 車輿郎君

御盞局 御盞郎君

本班局 本班郎君

皇太后祇応司

領皇太后諸局事

知皇太后宮諸司事

皇太妃祇応司

皇后祇応司

近位祇応司

皇太子祇応司

親王祇応司

著帳戸司

著帳節度使

著帳殿中

承応小底局

筆硯小底

寢殿小底

仏殿小底

司蔵小底

習馬小底

鷹坊小底

湯藥小底

尚飲小底

盥漱小底

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―（加藤）

尚膳小底

尚衣小底

裁造小底

以上が百官志一にある著帳官の全てである。その官名を見ても、彼等の職務が皇帝、皇太后などの身の雑事を扱うことであつたのは明白である。

そこでまず、著帳郎君と著帳戸との相違について考えてみよう。百官志一の記述を、一部重複するが併記してみる。

著帳郎君院。遙輦痕德堇可汗以蒲古只等三族害于越室魯、家属没入瓦里。応天皇太后知国政、析出之、以為著帳郎君・娘子、每加矜恤。世宗悉免之。其後内族・外戚及世官之家犯罪者、皆没入瓦里。人戸益衆、因復故名。皇太后・皇太妃帳、皆有著帳諸局。

〔遼史〕卷四五 百官志一 北面著帳官

著帳戸司。本諸斡魯朶戸析出、及諸色人犯罪没入。凡御帳・皇太后・皇太妃・皇后・皇太子・近位・親王祗從・伶官、皆充其役。

(同右)

この二種の史料をそのまま素直にとれば、著帳郎君院は内族・外戚・世官の家の犯罪者が没入されたものよりなり、一方著帳戸は、本来の諸斡魯朶の下の官分人が必要に応じて析出されたもの、及び、犯罪没入者よりなると解せられる。すなわち、この両者では同じ籍没者であってもその前における身分が異なっていたということがまず理解される。よつて、島田説のごとく、著帳郎君は著帳戸の官制上の呼称、乃至は著帳戸出身の官についた者に対する呼称で、本質的に別のものを指すのではない、とするのは誤りであると思う。百官志の前掲史料に「以為著帳郎君・娘子」とあるのは、それを示している。娘子というのは、無論著帳郎君の女性を指す言葉であろうが、もしこれを官制上の呼称と解するならば遼の朝廷には正式の女性の官吏がいたことになり、これはいくら遊牧民族の国家であつても奇異の感をまぬかれない。よつて、著帳郎君とは、著帳戸とは別の性質の人戸を指すものと解すべきである。そして、著帳郎君・著帳戸を統轄する官署として、著帳郎君院と著帳戸司があつたのである。

そこで次にその各々の官吏について考えてみよう。著帳戸司の実際については、史料がきわめて少なく、にわかに断定を下すのは困難であるが、次の史料を見ていただきたい。

女里、字涅烈袞、逸其氏族、補積慶宮人。応曆初、為習馬小底、……

〔遼史〕卷七九 女里伝

耶律良、……著帳郎君之後。生於乾州、……重熙中、補寢殿小底、……

〔遼史〕卷九六 耶律良伝

耶律胡呂、……弘義宮分人。其先欲穩、佐太祖有功、為迭烈部夷離董。……重熙末、補寢殿小底。

〔遼史〕卷九八 耶律胡呂伝

蕭陶蘇幹、……突呂不部人。……伯父留哥坐事免官、聞重元乱、挈家赴行在。時陶蘇幹雖幼、已知成人、補筆硯

小底。累遷祇候郎君、……

〔遼史〕卷一〇一 蕭陶蘇幹伝

以上、四種の史料が、史料にあらわれる著帳戸司の官職が実際に個人に与えられた場合の全てである。しかしながらこの中からかなり重要な示唆が与えられると思う。まず、彼等四人ともが本来は、かなり身分の低い者であったということである。女里は、積慶宮分人であり、良の場合「著帳郎君之後」とあり、胡呂の場合は、弘義宮分人である。陶蘇幹は突呂不部人であるが彼ら一家の家長であったと思われる伯父の留哥は免官中の身の上であった。このように著帳戸司の官についたものの前身は、後にのべる著帳郎君院の場合が横帳・国舅帳などの出身の百官子弟によって殆ど占められていたことと比べると明らかに数段低いものであったと思われる。そこで、私は、四人のうち耶律良が「著帳郎君之後」とされていることから次のように推断したい。まず、著帳戸司の官は本来著帳郎君と呼ばれる集団より任せられたものであった。そして著帳郎君は、諸幹魯朶隸下の内外戚・世官の家の籍没者からなつた宮分人より析出されたものである。この論を今少し説明する為に、四名のうち比較的史料的な裏づけのきく耶律胡呂の場合をややくわしく追つてみようと思う。彼は、弘義宮分人であるが、その先は耶律欲穩である。欲穩については『遼史』卷七三にその伝があり、それによると、

太祖始置宮分以自衛、欲穩率門客首附宮籍。帝益嘉其忠、……

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

とある。すなわち、欲穩は建国の大功臣であるが、自ら太祖の幹魯朶である弘義宮分となつたわけで、

天顛初卒。後諸帝以太祖之与欲穩也為故、往往取其子孫為友。宮分中称「八房」、皆其後也。

とあるごとく、その子孫たちも単なる隷屬民とは異なつた取り扱ひをされていたらしい。胡呂の父楊五は左監門衛大將軍であつたと記されている。左監門衛大將軍とは、『遼史』卷四七 百官志三の諸衛職名総目の中にあげられており宮衛の任にあつたものである。胡呂は興宗の重熙末に寢殿小底に補せられ、のち千牛衛大將軍^⑤にうつり、道宗の大安年間阻卜平定に戦功をあげ漢人行宮副部署兼知太和宮事にまで昇進している。これをみると、遼における宮分人の地位が、単なる隷屬・半隷屬民という言葉では割りきれないものであつたことが解る。欲穩の子孫は代々弘義宮に隸しており、諸帝が「往々其の子孫を取りて友と為した」ということは、諸帝がしばしば彼等を弘義宮から析出し、自己の著帳下に入れて著帳郎君として身辺の世話をさせたということを指しているのであると思う。ここから、著帳戸司の官職には本来著帳郎君がつくものであつたと結論してよからう。女里が積慶宮人、胡呂が弘義宮人とされているのは、彼らがその幹魯朶より析出されて当代の帝の下で著帳郎君となつたことを指すものであり、良の場合に「著帳郎君之後」とされているのと何ら本質的な差はない。良が乾州で生まれたというのは、天子身辺の著帳隸下の者としては妙であるが、乾州は承天皇太后の崇徳宮に隸していたから、本来はその宮分人であつたものが興宗によつて析出され著帳郎君となつたと考えれば、かえつて先の考えの根拠を強めるものとなる。ただ蕭陶蘇幹の場合、免官はされても没籍はされなかつたようなので少し例外の感を受けるが、彼は、やがて「累遷祗候郎君」というごとく、著帳郎君院の官職につくことになるのでこの点で著帳郎君とは異なつたものとして例の外におけよう。さらに、彼等は四人とも、著帳戸司の官職をふり出しに相当の高官にまで登っている。史料がこれしかないものであるから、この出世自体は、やはり異例のことであろうが、少なくともその可能性は残されていたと言つてよからう。

次に著帳郎君院について考えてみよう。ここでは、再び前掲の表に還らなくてはならない。著帳郎君院の官職が著帳に属する隷屬民^⑥に独占されていたという論が全くの誤りであることは、前掲16頁の表Iにより明白である。今著帳官

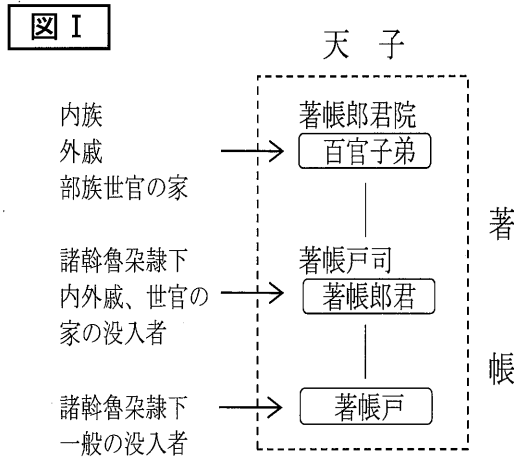
に任ぜられた官吏をその出身別に分類合計してみると、はつきりしているものでは、横帳出身者一名、国舅帳出身者一八名、遥輦帳出身者二名、二院皇族帳^③出身者七名、五院六院部出身者六名、突呂不部、楮特部出身者各一名、奚部出身者二名となり、著帳郎君院の官が契丹人以外の奚人にまで開かれていたことが解る。ここで当然、前掲の耶律頗徳伝の史料を考えないわけにはいかない。

百官子弟及籍没人称著帳。

島田先生は、これについて、「のちには百官の子弟にして、年少の折、宮中の近侍に奉仕するものをも、おしなべて著帳といつたもののやうに解される。」といわれるが、百官子弟と没籍人と全く立場の異なる二つが同じく著帳と呼ばれたという、一見奇異な感じのする事態を説明されてはいない。これは単なる混同ではすまされぬ問題であると思う。史料の語るかぎりでは、百官子弟は、著帳に入ると著帳郎君院の諸官吏に任ぜられたのだと考えるのが至極妥当である。彼らがのちには著帳下の隷属民と同一の呼称で呼ばれるようになっていったというのは島田説の通りであるにしても、彼等がそう呼ばれたのは著帳郎君や著帳戸と同じ奉仕をしたためではなく、彼らが他ならぬ著帳官に任ぜられたからであるのは明白である。

以上、著帳戸司と著帳郎君院の二つの官職に任用せられた者を調べた結果、次のような事がまず言えるようである。すなわち、著帳戸司の官職は著帳郎君より任用せられ、著帳郎君院のそれには、百官子弟（実際にはそれはもつと広く、奚人にまで及んでいたことは先に述べたごとくである）が任用せられて著帳郎君の控制にあたっていた。そして彼等は、著帳官をふり出しに、国家の大官へと出世していったのであった。次頁の図Iはこの結論を図示したものである。次に言えることは、左記の史料に関してである。

凡諸宮衛人丁四十万八千、騎軍十万一千。著帳积宥・没入、随时増損、無常額。（『遼史』卷三一 宮衛志上 宮衛）
これは著帳下の人戸に定数のなかったことを示すものである。ここで没入といって犯罪者家属を直接著帳に入れたように述べているのは宮衛志が瓦里と著帳戸を同一に扱っていることから由来する誤りで、正しくは瓦里からの分析とすべ



きであるとの島田先生の説には従いたい。ただ先生は「著帳戸」という一定の社会的地位を占める集団が存在したかのごとく論ぜられるが、私にはこの史料は、著帳というものが時の天子により諸幹魯朶から随時析出されるものであり、その天子が没するとまたもとの幹魯朶へもどされ、決してその子孫によって著帳戸乃至は著帳郎君という一定の階層が形成されたのではないということを示しているものようにとれる。要するに著帳とは、諸帝によって必要に応じて全く別個に諸幹魯朶から析出されその身边に奉仕するもので、帝とは私的な関係が特に深いものであったと考えられる。

それでは、このような性質の集団が遼朝の北面官制の中で大きな比重を持つて位置づけられているということは、いかなる意味を持つてであろうか。このことが第一篇の結論となるのである。そこで、次に章を改めて著帳官をその発生時より考え、時間的な推移をおいながらその持つ意味を考えていきたい。

第四章 著帳官制の成立と発展

著帳郎君は、淳欽皇后が蒲古只の家属を瓦里から析出したのもってはじめりとしたという記述が『遼史』には散見される^⑧。しかし実際に百官志に著帳官としてあげられている官名が史料にあらわれるのは景宗以後であり、それは、時代によってその意味もかわってきたとみななければならぬ。そこで以下各皇帝ごとにその動きを見ていこう。まず、

太祖についてであるが、列伝の中で太祖のもとに仕えた契丹人は一八人にのぼる。そしてこのうち一五人までが太祖との強い個人的つながりを感じさせる。その記述例は次の如くである。

与太祖遊、從父積魯奇之曰、「興我家者、必二兒也。」太祖既長、相与易裘馬為好、然魯事太祖彌謹。

早隸太祖幕下、……
〔遼史〕卷七三 耶律曷魯伝

幼養宮掖、既長、沈毅有勇略、隸太祖帳下。
〔遼史〕卷七三 耶律老古伝

弱冠事太祖。
〔遼史〕卷七三 耶律頗徳伝

以故太祖託為耳目、數從征討。
〔遼史〕卷七三 耶律海里伝

早隸太祖帳下、數從征討。
〔遼史〕卷七四 蕭痕篤伝

鏘臻幼有志節、太祖為于越、常居左右。
〔遼史〕卷七五 耶律鏘臻伝

幼為太祖所養。
〔遼史〕卷七六 耶律朔古伝

これらの記述より、創業期にあつて太祖とともに労苦をともしした家臣（同盟者と言えるかもしれない）集団、あるいは太祖の子飼の臣としてそれに尽くした部下達の姿が浮かび上がってくる。このように建国期にあたっては、太祖との強い個人的紐帯で結ばれた家臣団が太祖の権力を支えていたのであった。ここで注目されるのはこの時期に腹心部が置かれたことである。『遼史』卷七三 耶律曷魯伝には、

（太祖）即皇帝位、命曷魯總軍国事。時制度未講、国用未充、扈從未備、而諸弟刺葛等往往覬非望。太祖宮行營始置腹心部、選諸部豪健二千余充之、以曷魯及蕭敵魯總焉。

すなわち、それまでの太祖幕下には未だ一定の官吏体系といったものはなく、太祖との個人的紐帯によって結ばれた初步的な配下集団があつたにすぎない。それがこの時になつて必要にせまられ、より規模を大きくした腹心部及びその長をおいて確固とした制度のもとに宿衛の任にあたらせた。これが遼朝の朝官のはじまりであつたかもしれない。腹心部

の性格は『遼史』卷七三 蕭敵魯伝に「総宿衛」とあるごとく、太祖の身辺の護衛その他宿衛のことに任じたものであり、まさに「腹心」であった。この腹心部が以後太祖直屬として、軍事的にも大いにその力をふるうことになる。よって腹心部は、これを幹魯朶のおこりと見るのが定説となつてはいるが、私はこれは同時に著帳の起りでもあつたと思つてゐる。すなわち、腹心部の役目は、百官志では北面御帳官の中に入れられるべきものであるが、『遼史』には次のごとくである。

遼之先世、未有城郭・溝池・宮室之固、氈車為宮、硬寨為宮、御帳之官不得不謹。出於貴戚為侍衛、著帳為近侍、北南部族為護衛、武臣為宿衛、親軍為禁衛、百官番宿為宿直。〔遼史〕卷四五 百官志一 北面御帳官

これをみると、侍衛も、近侍も、護衛も、宿衛も、禁衛も、宿直も、いずれも宮衛の守りにあたつたものであり、本質的な役職の相違はなかつたことが解る。太祖の置いた腹心部は、すなわち以上の全てをその職務に含んでいたものと思われる。よつてこれは著帳官のおこりでもある。その後幹魯朶は隸屬民をもつて形成されることになるが、太祖が腹心部を置くととき諸部豪健二千余を選んでそれに入れたということは興味深い。一般にのちの幹魯朶を形成する人戸の大半は、外征の捕虜、進獻の生口、犯罪没入者より成つてゐるから、諸部の豪健とは少々異質のものを感ずる。むしろ、著帳郎君院の官が、その大半を横帳、国舅帳によつて占められていたとは言え、ともかくも突呂不、楮特などの契丹諸部出身者から奚人に至るまで、広く部族民に門戸が開かれていたことを考えると、諸部豪健の選抜は著帳郎君院の性格とのつながりを感じさせるのである。ともかくこの時期にはじめておかれた腹心部は、やがて制度的に完成されてくるにつれ幹魯朶に、御帳官に、著帳官にと分化していったのであろう。

続く太宗の代は、とりわけて気づくほどのこともないようである。ただ新たに任ぜられたものでは帝との個人的つながりを感じさせる者が三名だけなのに対し、その感じられぬ者が八名とその比率ははっきり逆転している。太祖以来創業の功臣として労苦をともしてきた腹心の他に、統一国家としての遼朝がより広く国家経営の官吏の人材を必要としてきたことの表れであるかもしれない。

世宗はその在位五年で注目すべき事もない。穆宗の代になって注目されるのは、ここではじめて「入侍」という言葉が表れていることである。

耶律夷臘葛、……本宮分人檢校太師魯魯之子。応曆初、以父任入侍。

〔遼史〕卷七八 耶律夷臘葛伝

耶律抹只、……初以皇族入侍。

〔遼史〕卷八四 耶律抹只伝

〔蕭〕討古、……応曆初、始入侍。

〔遼史〕卷八四 蕭幹伝 附 討古伝

耶律合住、……初以近族入侍、……

〔遼史〕卷八六 耶律合住伝

入侍というのは「侍衛に入る」ということであろうから、太祖の置いた腹心部はようやく制度的に軌道にのつてきたとも見られる。ただここで宮分人の出である耶律夷臘葛と、国舅帳、横帳出身者である他の三人とが同じく入侍という言葉で表わされているのは、未だ御帳官、著帳官の区別は明確になっていなかったことを示しているものと思う。百官志によれば、御帳官には宮分人出身の者が任ぜられることは考えられないからである³⁸⁾。

景宗の代にはじめて著帳郎君院の官名が史料に登場する。

耶律虎古、……保寧初、補御璣郎君。

〔遼史〕卷八二 耶律虎古伝

耶律学古、……保寧中、補御蓋郎君。

〔遼史〕卷八三 耶律学古伝

耶律題子、……保寧間、為御蓋郎君。

〔遼史〕卷八五 耶律題子伝

どれもが御蓋郎君（杯を司る官か）というのは少々気になるが意味は不明。ともかく、ここではじめて著帳官が（少なくとも百官志に出ているという意味での著帳官が）あらわれたというのは注目すべきことである。景宗の前二代の帝、すなわち世宗、穆宗はいずれも家臣のために弑逆されている。くわしく言うと、世宗は横帳出身で泰寧王の察割に殺された。察割は天祿四年の二月に來朝し、そのまま侍にとどまっており³⁹⁾、機をうかがつて翌年の九月に祭で群臣が酒に酔っていたところに乗じて帝の殺害に成功している。また穆宗の場合は酒びたりで政事をかえりみず、ために次のような殺され方である。

遼朝北面の支配機構について——著帳官と節度使を中心に——（加藤）

(応暦十九年二月己巳条) 如懷州、獵獲熊、飲飲方醉、馳還行宮。是夜、近侍小哥・盃人花哥・庖人辛古等六人反、帝遇弑、……
 『遼史』卷七 穆宗本紀下)

世宗も穆宗もその殺害の根本原因は皇族内の帝位争いであつたとは言え、直接原因は、帳下に侍する者の謀反である。特に穆宗の場合張本人は近侍・盃人・庖人といった類の者で、これは明らかに著帳戸司下の承応小底局の官に相当する職である。ただ百官志のごとく盪漱小底とか、尚膳小底とかに表現されていないのは、彼らがそこに隸する卑官であつたためともとれるが、私はむしろ、穆宗期にはかかる名称の著帳官制が成立していなかつたためであると考え(ただ女里の場合は、穆宗期に習馬小底という著帳戸司の官に任ぜられていることが伝にあるが、彼の場合官吏としては景宗朝の人物であるから、その伝において景宗期にはすでに存在していた正式な呼称をもつて呼ばれたものと考えたい)。

穆宗のあとをうけて即位した景宗にとつて、世宗・穆宗と相いついで側近に殺された、という事実は重大な問題であつた。景宗朝にあつてまず第一に侍衛のあり方が再検討されたであろうことは想像に難くない。この結果従来の腹心部は整備され、侍衛の職は御帳官と著帳官の二通りにわかれてそれぞれ官制がしかれたのであろう。景宗朝にはじめて著帳官の具体的名称が史料に現れたということは、以上の動きを反映したものであると思う。なお、景宗朝の著帳官がいづれも御盞郎君であつたのは、前二代の皇帝がいづれも酒の為に殺害をうけたようなところがあり、宮中の祝宴を司つたとも思われる御盞郎君が特に重んぜられたと考えられぬこともない。しかしこれは少々うがちすぎているであらうか。ともかく、景宗以後は、御帳・著帳が整理されはつきり著帳官と呼べる官が現れた。これと関係するかどうかは、断定できないが、同時に皇位争いにも一応の終止符がうたれ、このち道宗まで長子相続がつづいてゆくことになる。その意味でも、景宗朝は遼代において一つのエポックを画する時期であつたと言えよう。

次に聖宗朝である。この時期は、景宗朝に整備された著帳官制がより広く発展していった時代であると思う。それまで遼朝は、横帳、国舅帳など近戚の一族に重点を置き、彼等を通して契丹ないし他部族を支配していたのが、王朝の発展にともなつて被支配層を広く臣民としてつつみこむ必要が生じ、そのため、官吏の登用門を彼らに開いてやる必要が

でてきた。そこで重大な意味を持つてくるのがこの著帳である。従来天子の身边を世話したり危険から守る働きをするものであつた著帳官が、官吏登用機関として別の役割を持つてくると考えたい。史料に即して考えてみよう。まず、注目すべきは聖宗朝に入つて奚人がこれに任用されている事実である。奚部は民族的には契丹と同系でありながら、奚兵は歩兵であつたごとくかなり漢化され、固有の文化を持つていたらしい。契丹はその統一にあたってまずこの奚部を抑えなければならなかつた。奚部の征服は一応太祖の時に完成されたが、その後もその首長に同族の固有の支配者が中央の承認を得るといふ形で君臨していたらしい。その伝統的な支配関係が、中央任命官吏の派遣という、中央集権の下に入るのは聖宗代であつた。次にこの間の事情を史料で追つてみよう。

奚和朔奴、……奚可汗之裔。保寧中、為奚六部長。……(統和)十三年秋、遷都部署、伐兀惹。駐于鉄驪、秣馬數月、進至兀惹城。利其俘掠、請降不許、令急攻之。城中大恐、皆殊死戰。和朔奴知不能克、從副部署蕭恒德議、掠地東南、循高麗北界而還。以地遠糧絕、士馬死傷、詔降封爵、卒。子烏也、郎君班詳穩。

(統和十四年四月) 是月、奚王和朔奴・東京留守蕭恒德等五人以討兀惹不克、削官。

〔遼史〕卷八五 奚和朔奴伝

奚王和朔奴討兀惹、敗績、籍六部隸北府。

〔遼史〕卷一三 聖宗本紀四

蕭觀音奴、……奚王搭紇之孫。統和十二年、為右祗候郎君班詳穩、遷奚六部大王。

〔遼史〕卷三三 營衛志下 部族下

(統和)十九年春正月辛巳、以祗候郎君班詳穩觀音為奚六部大王。

〔遼史〕卷一四 聖宗本紀五

蕭蒲奴、……奚王楚不寧之後。幼孤貧、傭于医家牧牛。……開泰間、選充護衛、……遷奚六部大王、……

〔遼史〕卷八七 蕭蒲奴伝

蕭韓家奴、……奚長渤海魯恩之後。……太平中、補祗候郎君、……改奚六部大王、……子楊九、終右祗候郎君班詳穩、……

〔遼史〕卷九六 蕭韓家奴伝

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

以上並べた史料より、奚部に契丹中央の手がより深く入っていった事情が割合はつきりとでていと思う。奚和朔奴は「大王」ではなく「奚六部長」という肩書きで登場する。名前をみても、彼よりあとの三人の奚人が蕭姓を受けているのに、彼は奚和朔奴である。このことより、和朔奴の時代までは奚部はかなりその伝統的な支配形態を温存していたとみることができる。奚部が中央の籍に入り、他の部族同様に南北府の一方に隸したのは、営衛志の指摘するごとく兀惹征討の失敗以後のことであり、それは聖宗本紀四によれば、統和十四年のことに属する。一方それより前、統和十二年には蕭觀音奴が右祗候郎君班詳穩に任ぜられていることに注意する必要がある。そして十九年觀音奴(聖宗本紀五で觀音と書いてあるのは誤りであろう)が奚六部大王となり、はじめて奚六部の称号があらわれる。これはその時より奚部の長が正式に中央任命の官になった事を示すものである。『遼史』で見るとかぎり觀音奴の次に奚大王になったはずの蕭蒲奴の場合、奚王の後とは言ってもその境遇はまことに貧しいもので伝統的な首長としてその部族内に勢力をもっていたとは考えられない。それが中央によって護衛に充てられ、やがて中央派遣の官として奚部をとりしめることになるのである。しかもその後の彼の経歴は全く中央の思うまま、重熙六年一旦退いた奚大王に再び任ぜられ、十五年に一度西南面招討使となり西夏征討に赴き、明年三たび奚大王に任ぜられている。これを見るに、奚六部大王という官が、全く中央の意のままに任用、転出のできるものであったことが解るのである。ただこの時期に任ぜられた奚大王はあくまで奚人であり、その点では奚部固有のものが全く無視されたのではなかった。奚人でありながら彼等は、中央派遣の官吏として朝廷と特別の關係を持っていなければならなかった。そこに注目されるのが著帳官である。觀音奴が右祗候郎君班詳穩、韓家奴が祗候郎君、そして蒲奴は護衛に任ぜられてまず朝に入っている。これらはいずれも皇帝身辺の世話をする官である。また、和朔奴の子は郎君班詳穩、韓家奴の子は右祗候郎君班詳穩まで、といずれも著帳官に任ぜられている。

我々はかくて、異族の奚人を支配する為に著帳官の持っていた重大な役割を見出さぬわけにはいかない。すなわち奚人の有力者の子弟は若いうちにまず皇帝直下の著帳に入り身辺の世話をすることによって、また奚人のより低い者でも

何かの折にあげられて護衛などの任にあたりながら皇帝と個人的な紐帯を作り上げる。こうして皇帝は異族出身者でありながら、自分と個人的に結ばれた官僚予備軍を所有することになる。皇帝はその予備軍の中から適当な人物を選び出して奚族の治政にあたらせるのである。また、有力者の子弟を自己の著帳下に入れておくことは、きわめて有効な人質ともなったと思われる。ここで著帳の北面部族支配に持つ大きな意味がはつきりしてきたのである。

五院部・六院部その他契丹諸部族に対する支配においても、著帳官の持つ意味は本質的にこれとかわらなかつたと思う。この点については史料に即して詳しく見るべきところであるが、契丹部族の節度使についてはあとにまとめて述べらるつもりなのでここでは二、三の指摘をするだけに留めておく¹¹¹。聖宗朝に五院部・六院部より出でて著帳官に任ぜられた例は列伝で三名が数えられ、今その三名を各々比較してみると推定ながらかなりの示唆を得ることができらる。

耶律八哥、……五院部人。……統和中、以世業為本部吏。未幾、陞開撒城、……〔北院枢密副使まで〕

耶律室魯、……六院部人。……聖宗同年生、帝愛之。甫冠、補祗候郎君。未幾、為宿直官。〔北院大王まで〕

(室魯の子) 十神奴、南院大王。

(室魯の子) 欧里思、……未冠、補祗候郎君。開泰初、為本部司徒。秩滿閑居、徵為郎君班詳穩。

(『遼史』卷八一 耶律欧里思伝)

また、列伝には、五院・六院部出身とは書かれていないが、後述のごとく¹¹²六院部における最大の実力家系であることが解っている二院皇族帳からも一人が著帳官として入っており、それは次のごとくである¹¹³。

耶律僕里篤、……六院林牙突呂不也四世孫。開泰間、為本班郎君。〔西南面招討使まで〕

(『遼史』卷九一 耶律僕里篤伝)

この四つの場合を比べると、まず共通の要素として、各々が単なる部族民ではなく、特殊の家柄を持っていたらしいと

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

いうことがある。僕里篤の場合はむろんのこと、八哥の場合「世業」とはつきり記されているし、室魯・十神奴・欧里思の場合も親子で任ぜられているからには一つの家柄か又は廢を考えないわけにはいかない。このことより、著帳官へは百官の子弟、及び世官の家の子弟が任ぜられていたことが再確認できる。さらに室魯や欧里思の伝を見ると彼らはかなり若年で著帳下に入ったのであろうということがわかる。わずかこれだけの史料からの類推が許されるとするならば、私は次のように考えたい。五院部・六院部、及びおそらくは他の契丹部族より官吏を登用する場合、著帳官に任ぜられたあとは三通りの道筋があった。まず部内の世官の家、又はすでに百官に任用されている者の家屬よりその子弟が著帳に送り込まれる。そして帝の身边である程度の期間つとめを果すと、一つはそのまま北面の官僚となり国家の中央官僚機構の齒車となる。又一つは部族節度使(五院部・六院部なら大王)となる^⑧。またもう一つの場合は再び部族に帰り、その下部の統治に任ずるもので、それはおそらく世業の職であったと思われる。こうして遼朝は著帳官制により全契丹部族に中央とのつながりを作ることができたのである。以上、奚部及び五院部・六院部の場合を見たにすぎないが、聖宗朝では皇帝の私的な配下としての著帳が遼朝治下の遊牧部族を包含し一つの国家共同体を作ろうとする場合の機関にまで拡大発展してきたことを見た。

表Ⅱ

道宗	興宗	聖宗	景宗	穆宗	(A)	(B)
27	22	21	5	5		
11	18	30	8	7		

興宗朝に入ると我々は、再び北面官制の中に一つの変化の生じたことを見ることが出来る。それは簡単な数字上の比較によって明らかにになるが、側近政治への傾きということである。今まで北面官を著帳官より出でた者を中心のべてきたが、その他にも無論いくつかの登用法があったことは先にのべたごとくである。しかしながら興宗朝に入るとそれがきわめて狭い一部に限定されてくるのである。上の表Ⅱは、穆宗朝から道宗朝に到るまでの伝中の人物を、著帳官・御帳官・經驗者(A)と、そうでない者、又は不明の者(B)とに分類したものである。これを見ると、興宗代に(A)と(B)の比率が大幅に逆転したことを知ることが出来る。

表Ⅲ

道宗	興宗	聖宗	(C)	(D)
14	10	8	(C)	(D)
2	1	3	(C)	(D)
17	15	13	(C)	(D)
2	1	3	(C)	(D)

★下段はさらに著帳官・御帳官を含んだ合計の中でみた数字

卷一九の馬保忠伝を想起してみよう。

論曰、官不当、則人多覬覦、源不清、則下皆奔競。之官、其濫極矣。

この記載と、先の統計とをあわせ考えると、興宗の重熙年間より、側近の著帳官は国舅帳・横帳といった一部の勢力ある家柄に独占され、聖宗が太祖以来の腹心部の伝統を發展確立した北面部族支配の爲の著帳官制は、早くも崩れていったのだと考えてよいのでは、あるまいか。この傾向は次の道宗朝にも通じてみられるものであり、その結果として遼朝の中央権力と、被支配遊牧部族の間には深刻な間隙が生じ、金の勃興にあたって、全遊牧部族の戦力を糾合することができず、もろくも崩壊していく原因となっていたのである。

著帳官制の発生より崩壊に至るまでの時間的な推移を眺めてきたが、ここでその結果を結論としてまとめてみよう。著帳官制はまず、太祖の置いた腹心部というはなはだ遊牧民族的な組織に源を發し、景宗代に御帳官・著帳官という二つの官制が整備され、聖宗代には単なる腹心の意味のみでなく大きく遊牧部族全体をつつむ官吏の登用機構へと発達したが、やがて興宗、道宗朝に入つて側近政治、亂雑な任官の温床へと、墮落していったのであった。これによつて遼朝

これだけなら聖宗朝における著帳官制の發展の段階とすることもできるのであるが、併せて上の表Ⅲも見る必要がある。これは著帳官の中身の分類であるが、(C)は皇族帳、(D)国舅帳出身者、(D)は五院部・六院部出身者の数である。この比率の變化をみても国家の官吏が、いかに、皇族帳・国舅帳という部族制の外におかれた一部の集団に独占されていたかが推察できる。無論、疎漏な『遼史』列伝のわずかこれだけの統計で軽々しい判断はできないのであるがここでもう一度、『契丹国志』

契丹自重熙之時、私謁肆行、除授無法、膜拜之徒、亦授以公孤

の北面支配の機構が中国王朝の系列のそれには入らぬ特殊なものであったとしてよいと思うが、積極的に北族の系列に入る性質を見出すまでは、結論を急がないことにする。

第五章 著帳官と御帳官

ここでは、著帳官の意味をより明確にする為に、著帳官と御帳官との区別について、もう一度考えてみたいと思う。この両者が、共にその起源を太祖の腹心部におくということは先に述べたごとくであり、その為にこの両者の相違点は単に職務内容の相違にすぎず、本質的には何の差もなかった。それではそれを史料によってみるとどうであろうか。以下実際に御帳官がどう任用され、どう著帳官と異なっていたかを考えていく。

まず、先に引いた百官志一 北面御帳官の条を再度引用しよう。

御帳之官不得不謹。出於貴戚為侍衛、著帳為近侍、北南部族為護衛、…… (『遼史』卷四五 百官志一)

これだけの史料では、帝の身の護衛を御帳官が、身の世話著帳官があつたという程度にしか両者の区別はつかない。

前掲の表Ⅱ・Ⅲにおいて御帳官にあげたものの中には「入侍」、「補護衛」、「充護衛」、「入宿衛」などあるものも含まれており、百官志に正式な官名として記されているものはきわめて少ない。今少々長くなるが、それらをすべて列記してみると次のごとくである。

※括弧内は各列伝の巻数を指す。

耶律抹只(横帳) 「初以皇族入侍」(84)

蕭討古(国舅) 「始入侍」(84)

蕭撻凛(国舅) 「為宿直官」(85)

- 蕭柳(国舅)「叔父恒德臨終、薦其才、詔入侍衛」(85)
- 耶律合住(横帳)「初以近族入侍」(86)
- 蕭蒲奴(奚人)「選充護衛」(87)
- 蕭敵烈(国舅)「帝聞其賢、召入侍」(88)
- 耶律資忠(横帳)「聖宗知其賢、召補宿衛」(88)
- 耶律信先(横帳)「幼養于宮。……重熙十四年為左護衛太保」(90)
- 耶律独巒(不明)「重熙初、為左護衛」(92)
- 蕭韓家(国舅)「清寧中、為護衛太保」(92)
- 蕭烏野(興聖宮分の後)「重熙中、補護衛」(92)
- 蕭凶玉(国舅)「以戚属入侍」(93)
- 耶律幹臘(奚迭刺部)「補護衛車駕」(94)
- 耶律趙三(二院皇族⁴²)「始為宿直官」(94)
- 耶律那也(二院皇族)「召為宿直官」(94)
- 耶律馬六(横帳)「補宿直官」(95)
- 耶律仙童(横帳)「為宿直官」(95)
- 耶律仁先(横帳)「補護衛」「授宿直將軍」(96)
- 蕭樂音奴(奚人)「年四十、始為護衛」(96)
- 耶律幹特刺(横帳)「年四十一、始補本班郎君。……大康中、為宿直官、歷左・右護衛太保」(97)
- 蕭速撤(突呂不部)「累遷右護衛太保」(99)
- 蕭忽古(不明)「召為護衛」(99)

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

蕭胡篤(太和宮分)「補近侍」(101)

耶律官奴(不明)「初、徵為宿直將軍」(106)

耶律燕哥(横帳)「左護衛太保」(110)

古迭(宮分)「為護衛、歷宿直官」(114)

奚回離保(奚人)「車駕幸中京、補護衛」(114)

蕭特烈(遥輦宮分)「入宿衛」(114)

以上が、およそ、それらしきものも含めた御帳官任用の全てである。これらを少しくわしく見てみよう。

まず奚部の出身者が四人見えているが、いずれも「護衛」であり、百官志にあげた官名のものはない。それらより見ると奚人の任用は、決して北面朝官としての護衛ではなく、帝の遊獵、行幸の際の行列の警護といった意味のものであったとよからう。

以上の四例を除く他のものが、侍衛に任ずる官とみてよいと思うが、それに任ぜられた者は、まず横帳・国舅帳出身者が圧倒的に多い。しかも二例だけ見出される六院部人も、その家柄が、「蒲古只之後」という特別帝室と深い関係にあったとみられるのであった²³⁾。そうなると、いわゆる御帳官は横帳・国舅帳などの帝室と特別に關係の深い家柄の者にほとんど独占されることとなるのである。宮分出身者の四例も、いずれは帝との私的な隸屬關係をもっていたものであったらう。以上により百官志に「貴戚より出ず」と書かれているのはまさに當を得たものであると言えよう。この点で御帳官は、著帳官とかなり異なっていることが解る。

しかしながら、それでは御帳官と著帳官とは全く別個に任ぜられたものかという点、そうではないと思う。耶律幹特刺の場合を見てみよう。彼ははじめ、本班郎君という著帳郎君院管下の官についており、それがうつつて御帳官である宿直官になっている。すなわち、はじめは一般の場合と同じく著帳に入り、そこから選ばれて御帳官になっているので

ある。御帳官は、側近でも常に帝の身辺を護衛するものであるから特に信用における人物を選ぶ必要がある。そこで著帳に入った者のうちから適当な者を選び出したのである。その場合、その多くが横帳・国舅帳の出身者、又は六院部でも特に帝室との関係の深い者から任ぜられたのは当然であろう。ただ一人外の部族民より入った突呂不部出身の速撤の場合も、はじめから御帳官になったのではなく、累遷してからはじめて右護衛太保に任ぜられている。引用の中で「戚属をもって」、「近属をもって」とか記されているのは、帝室との関係が特に深く、はじめから侍衛に任ずる為に召したものであろうが、その場合も、本質的には著帳に入ったものとかわりはなかったと思う。すなわち御帳官とは、著帳官制の一部として特に重要な帝の侍衛にあたる部分が独占し、御帳官として百官志に記されたものであると思う。御帳官の中に、宮分人が任用される例がいくつかあつたのも、御帳の機構が本質的には著帳とかかわらなかつたことを示すものであろう。

以上、御帳官はその本質上は著帳官とかかわるところはなく、単に役職の重要なものが特別にそう呼ばれたものであることを論じた^(二四)。

第六章 著帳官制の意味

今まで述べてきたことにより、遼朝における著帳官の実態はほぼ明らかになつたと思うので、ここで結論として、その持つ意味をまとめてみよう。

遼朝の北面には、漢人に対する試験制度のごとき一定の官吏登用制度はなかつた。しかしながらきわめて複雑な民族構成の上に、少数の支配者として君臨する遼朝にとって、単なる力による控制は完全に限界を生ずる。遼朝が帝国を遊牧部族社会に基礎づける為には、それなりの支配機構を作り上げなければならぬ。遼朝の北面官に目立つた特徴としてあげられる「世官制」の存在は支配下の遊牧部族有力者に対する権力側の妥協の産物であつたが^(二五)、その有力者層を

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―（加藤）

より強く帝国に結びつける手段としてとられたのが著帳官制であった。太祖の腹心部という、きわめて家産制的な組織をおしひろげ、部族有力者子弟の登用門としての役割をもたせたのが遼の著帳官制の特色であると思う。『遼史』巻八九 耶律蒲魯の伝には、次のような注目すべき記述がある。

重熙中、举進士第。主文以国制無契丹試進士之条、聞于上、以庶箴擅令子就科目、鞭之二百。尋命蒲魯為牌印郎君。すなわち、耶律蒲魯の父庶箴が自分の息子を進士第にあげたところ、契丹人には試験制度が適用されないことになつていたので罰せられたのである。しかしながら、蒲魯自身は罰せられず、牌印郎君に任ぜられている。契丹人には試験制度はなかつた。しかし彼等の中の才能ある者は登用してやる必要がある。その時、その者はまず著帳官として帝の帳下に入るのであつた。こう考えれば、漢人に対する試験制度に対応するものとしての、契丹人における世官制を基礎とした著帳官制の持つ意味は明らかであると思う。

遼朝治下の遊牧部族社会には、その中の有力者に恩恵として与えられた世官の家があつた。そしてその子弟は若年の時著帳に入り帝の身边で奉仕し、生活をともしにする。著帳官には著帳戸司と著帳郎君院とがあつたが、前者には著帳郎君がその任にあたり、著帳郎君院には今のべた世官の家の子弟が配されたのであつた。彼等はそこで帝の「腹心」となり、帝と個人的な紐帯を結ぶことによつて、将来遼朝の支配機構を形成する官僚予備軍となり、あるいは遼朝中央と被支配部族社会とを結びつける橋の役割をになうものとなるのである。彼等の多くは自己の出身部族に還つてその職務に任ずるのであつたが、その場合の彼等にとつて、帝との個人的な紐帯意識、すなわち皇帝の直属であるという意識は重要であつた。彼等こそ、皇帝との家産制的關係を持ちながら、同時に部族民に対してもその近族關係を持つ者として、その支配を円滑にして遼朝の遊牧社会における権力の基盤を支えていたからである。『遼史』巻一九 興宗本紀二に

(重熙十年二月甲申条) 北枢密院言、「南・北二王府及諸部節度侍衛祇候郎君、皆出族帳、既免与。」民成^{二五} 辺其祇候事、請亦得以部曲代行。詔從其請。

とあるのは、遼朝の部族支配に対する意図を表したものであると思う^{二六}。南北二王府、すなわち南院大王、北院大王、

及び諸部節度使は、契丹人の部族社会をおさえる最も重要な官である。その官に任ぜられた者は、自己の出身の部族、又は族帳をはなれ、行をともしなかつた。これは明らかにそれらの官職が、純粹に中央直属の官吏となるべきことが意図されたからであつた。そしてその為には、大王や節度使を輩出する母胎としての護衛や祇候郎君^⑥に任ぜられる者がまず自己の族帳を離れることが必要であつた。彼等は著帳官に任ぜられることにより、まず部族をはなれて皇帝の直属となることが要求されたと考えてよいであらう。しかしながら、これはあくまでそう期待されたということであり、実際には自己の出身部族との關係を全くたきらせるといふことは困難であつたらう。かかることばが出されること自体、そのことを証明しているのだと思う。

著帳官にはこの他にも、(史料では直接明らかにするにはできないが、)人質としての意味を持つていたことも十分考えられることと思う。官吏登用門としての恩恵的側面、地方有力者に対する人質としての側面の二面をあわせもつた機関が著帳官であつた。

著帳官の持つこのような性格は、遼朝が中国王朝における機械的な官僚機構とは異なり、君臣關係においても血のつながりを重視し、遊牧民族的な家産制的な支配形態を温存していたために生じたものであると思う。『遼史』の中にはこのことを裏づける史料がいくつも見出される。

興宗以其父瑰引為刺血友、幼養于宮。

(『遼史』卷九〇 耶律信先伝)

聖宗嘗刺臂血与弘古盟為友、……

(『遼史』卷九五 耶律弘古伝)

これによつて、帝との個人的なつながりが、重視されたといふことは明らかであり、さらに興宗の代に入つても、未だ家臣が宮中で養われるといふような場合があり、太祖の時代と同様のことが行われていたことがわかる。またさらに

与耶律弘古為刺血友、弘古為楊隱、薦補宿直官。……帝常以兄呼之。

(『遼史』卷九五 耶律馬六伝)

とあり、これを見ると、一般に家臣同志でもかかる盟約が行われたらしい。また、帝が彼を兄と呼んだというのも注目される。もう一例を引用しよう。

〔統和元年八月甲午條〕 上与斜軫於太后前易弓矢鞍馬、約以為友。

〔『遼史』卷一〇 聖宗本紀一〕

斜軫は景宗が直接その才能を試して入朝させ、その皇后の姪を妻に与えたほどの重臣であり、統和年間には皇太后の承政のもとで北院樞密使をつとめている。いまだ一二・三才という幼い聖宗に、腹心の友を得させようという皇太后の親心がこの史料によくあらわれているのではないか。このような個人的な紐帯の重要性は、遼代においても失われることなく、単なる形式であつたとは決して言えないのである。

以上によって、遼朝の北面官制を支配する理念がきわめて北族的なものであることを述べたのであるが、ここで最後に、かかる形態が遼朝以外の北方民族の歴史の中に現われてくるかどうかを考え、私の結論を補足したいと思う。

第七章 モンゴル帝国における Nokor との比較

ウィットフオーゲルは、その *History of Chinese Society LIAO* (Philadelphia 1949) において、遼帝国をチングス汗のモンゴル帝国に先行するものとしてとらえている。北族の歴史の中で、はじめて中国本土を征服、支配した王朝として遼朝は後続の金・蒙古に先行するものであるが、制度的にみても金朝においては遼制をそのまま踏襲した官がきわめて多くみられるごとく、後代の北族征服王朝に大きな影響を与えている。特に、契丹民族は一応^⑥モンゴル系の遊牧民族であり、次のモンゴル帝国との間には、単に影響関係のみならず、その固有の性格においてもかなりの類似点が見出されるはずである。契丹の王朝における北族固有の性格を論ずる為、モンゴル帝国との比較を行なうことは、決して無駄ではなからう。

この篇で私は一貫して著帳官に代表される北面の官吏任用の姿を考えてきた。そしてそれが、契丹民族の伝統的な家産制的な組織に源を発するものであることを述べた。それでは、遼につづくモンゴル帝国の支配機構の中にそれと類似するものを発見することはできないであろうか。私はそれがあると思う。しかもそれは遼の場合と本質的には全く同じ

性質のものであったと思う。そこでこれについて論ずる前に、まず、初期モンゴル帝国の支配機構に関する護雅夫先生の説明を次に要約したい⁽⁴⁾。

護先生はその論文「Nokor考」において、モンゴル部族社会に伝統的に存在したNokorという特殊な人間関係が、やがて発展するモンゴル帝国の支配機構へと拡大していくことを論じておられる。それは次のごとくである。

モンゴル帝国初期における主従関係の成立には次の三つの型が見られる。

(A) 相互にNokorとなりあうもの

(B) 一応自己の自由意志により首領のNokorとなり、主従関係を結ぶもの

(C) 首領(君主)の「家囲いの奴隷」⁽⁵⁾、「門の私奴」⁽⁶⁾として、また弟として、子供として首領に与えられること
とに於て、Nokorとなるもの

そして、主従両者の相対的勢力関係の変化によって(A)型もやがて(B)型にひきつけられていく。また、(C)型においてはNokorの主君に対する関係はきわめて隷属的であったとされる。さらに護先生は、ウラジミルツォフがその、『蒙古社会制度史』で、主君対Nokor関係を契約に基づく対等の人格どうしの結合とみて、中世ヨーロッパの封建関係と同様なものとみなしているのを批判されながら、Nokorたる者は、一般にその主従関係成立の事情の如何を問わず、全てその主君(首領)の「隷属民」としてとらえられて行き、(A)・(B)型も(C)型にひきつけられ理解把握されていったのではないかと結論されている。現実におけるNokorの奉仕には軍事的な奉仕、特に親衛兵としてのそれと、主君と起臥飲食をもたにしてその家内雑役に従事するものとがあげられる。そしてこの場合の主従関係の紐帯としては、家父長的恩恵—家族的恭順、なまの権力—屈従、双方の利害の一致の三点が指摘されている。そしてこのNokorがチンギス汗の勃興期にあつてその手足となつて働く家臣団を形成し、モンゴル帝国の成立をみるのであるが、護先生の説かれるその間の事情は次のごとくである。

チンギス汗が第一回の即位をした時、モンゴル部族の統一とはいつても、その汗権力はきわめて微弱であつた。それ

は彼を推戴した遊牧首領達が彼に對する対等性、独立性を失つておらず、常に汗權力を内部から制約したためである。そして、彼等首領達のかかる独立性を支えるのが、彼等の家産的臣下(Nokor)に對する独立の保護、支配權の所有者として有する權力であつた。しかしながら、チンギス汗は、自己の家産制的支配における自己の手足たる人的機構、管理組織をきざすなどして本来自己の「家」組織には属せざる独立の家産的首領への自己の支配權を拡大せんと意図する。そしてこれに成功することにより、彼は強大な君主、帝王となり、チンギス汗國家の成立が完成したのである。

以上で、モンゴル帝國成立期の支配機構における Nokor の持つている役割に對する護先生の説明は要約できたかと思ふ。次に、これを先にのべた遼朝の場合と比較した時、そこにきわめて大きな類似性のあることに気づくであろう。

遼の著帳がその成員に百官子弟から没籍人戸までを含んでいたという一見妙な性格も、Nokor がその成立事情として對等の關係から、隸屬關係まできわめて多様なものを含んでいたことと比べ考えると、決して北族においては異例なことではなかつたことが解る。

又、著帳官の任務も、百官志の官名より推察する限りは、家内雑役と称してよい種類のことであつた。また遼朝にあつては親衛兵としての役職は、御帳官として特別に著帳官とは區別されていたが、その起源は等しく太祖の腹心部であり、兩者に仕事内容以外の本質的な差はなかつたことは前述したとおりである。

さらに、遼朝が家産制的な私的な紐帶をきざすなどして、自己の支配權を拡大し、遊牧部族社會を支配していったということは、すでにくり返しのべてきたところである。

以上、初期モンゴル帝國における Nokor のあり方を、遼の著帳の姿と比較してみても、その類似性の大きさは驚くばかりである。私はこの兩者が、ともに北方遊牧民族の固有の伝統に基づくものであり、本質的に全く同じものであるといつてよいと思ふ。ただ、モンゴル帝國の場合、この初期の主従關係を手がかりに他の征服部族を抑えていったのであるが、遼朝の場合は、むしろ積極的にこれを手段として、被支配部族をもその關係の中につつまこみ、吸収して行こうと意図しており、そしてその目的のために初期の家産的な關係を制度的に一応完成させたものが著帳官制であつた。こ

の点に、モンゴル帝国と遼朝の若干の相違点を見出すことができると思う。いずれにしても、帝国の拡大にともなう、支配層、被支配層の複雑化、多様化は、初歩的な家産制的支配を基礎とするかぎりそこに限界を生ぜざるをえなくなり、あくまでそれを貫こうとした遼朝はあえなく崩壊し、モンゴル帝国は中国式の官僚組織をそなえた元朝へと性格を転じてしまったのではなからうか。

遼朝の北面官制は、著帳官の存在によってわかるごとく、北族固有の理念をもとに成り立っていることは、これで明らかになったと思う^(一七)。

第二篇 遼代契丹部族と部族官制

第一篇では、遼朝における著帳官制の意味を考え、それが伝統的な家産制的な紐帯のもとに上部の支配官僚集団を作る母胎となる一方、遼朝を軍事的に支える契丹部族との支配・被支配関係にも大きな意味を持っていることを述べてきた。そこで、次には著帳官制が積極的につつまこもつてしている対象である契丹部族を、その側に立って考えてみる必要が生ずる。第二篇はこの事を目的として考えを進めて行きたい。

第一章 問題提起

遼朝治下遊牧社会は、一括して部族制の下に組みこまれており^(一八)、太祖二十部、聖宗三十四部の各部族に分かれていたことは周知のごとくである。これらの部族のうち大半は、宮分人・掠奪人戸や捕虜をのちに部族としてまとめたもので、従来の伝統的部族に由来するものはきわめて少数である^(一九)。遼朝と前者の関係は、その成立条件からいって、中央

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

権力の一方的控制が存在したであろうことは容易に想像できるので、ここで問題にしたいのがその後者と中央権力との関係であることは、いうまでもない。

『遼史』巻四六「百官志」によれば、遼の部族は大部族・小部族に別れている。小部族のうち、伝統的な契丹部族に由来する部は、品部・楮特部・烏隗部・涅刺部・突呂不部・突举部の六部である。大部族にあつては、奚王府部が被支配民族である奚人より成る部である他は、契丹人による部であり、五院部・六院部の二部は太祖の出身部である迭刺部を二分した結果生じた部であり、残り一部は乙室部である。

大部族を統治する官にはまず各部族大王がおり、その下にいくつかの官があつた²²。小部族の場合は、各部節度使の下に司徒・詳穩を置いて部族の統治にあたつたとある。大部族と小部族との相違は別に質的なものではなく、規模の大きさや重要性の違いによるものであり、同じ部族であることには全くかわりがない。

以上がきわめて大ざっぱな遼朝の部族統治の概略であるが、百官志にはまことに整然とした官制が成立していたかのようにあるが、実際にはどう運用され、部族社会がそれによってどう動いていったかを知るのがこれからの目的である。

ここでも、まず、島田正郎先生の遼朝部族制に関する結論の引用から出発しようと思ふ²³。

遼朝が「中央集権的画一国家として大成したのちには」、「契丹人は凡て部族制度のなかに編成された²⁴。」そして「部族制度は、その外観に於いて、氏族制時代の部族の構成と異ならないが、実質的には、全くその意義を異にしてゐた。即ち各部族の成員は、必ずしも血縁関係によつて結ばれたものではなく、その統率にあたるものも、成員とは血縁関係のない国家の官吏に過ぎなかつた。いひかへれば、氏族制は全く打破されて、契丹人の各々は、部族制度に包含されることによつて、遼国の国民となつたのである。即ち行政上・軍事上の単位として、本質的には漢族王朝の州県制度とすこしも異ならない地方行政組織となつたと認められる。」そしてさらに、「勿論、個々の部族は、多くの場合、従来の血縁集団としての部族の成員をそのまま受継いだものには違ひないけれども、それはただ編成が容易であつただけのことで、遼国の統治制度としての部族は、限られた疆界の中に在住する契丹人の地縁集団に過ぎなかつたのである。」

(傍点は引用者)

これが島田先生の結論である。しかし私にはこれほどはつきり断定できるものかどうか疑わざるを得ないのである。部族の中でも被征服民族である奚部とか、宮分人や捕獲人戸より編成された部とかの場合なら、この発生時においてすでに国家権力がその個々をつかまえていたことはたやすく考えられる。しかしながら、契丹古来の伝統的な部族が、「完全に」解体され、遼朝の「国民」となったと結論づける作業は、かなり慎重に行わなければならないはずである。島田先生が五院・六院部をはじめとする契丹諸部族の解体を論ずる箇所をみてみよう。

まず五院・六院部の場合である。この二部の母胎である迭刺部が阿保機の建国時にあつてきわめて強大であり、その力が阿保機の君主権確立にとつて危険なものであつたことは事実であつた。このことは次の史料に見られる。

惟析迭刺部議未決、願亟行之。

(『遼史』卷七三 耶律曷魯伝)

轄底曰、「迭刺部人衆勢強、故多為亂、宜分為二、以弱其勢。」

(『遼史』卷一一二 耶律轄底伝)

すなわち、迭刺部の強大な勢力を、それを二分することによつて弱めようというのである。そしてこの政策は天贊元年に実現される。

天贊元年(冬十月甲子)……分迭刺部為二院。

(『遼史』卷二 太祖本紀下)

天贊元年、以強大難制、析五石烈為五院、六爪為六院、各置夷離羣。

(『遼史』卷三三 營衛志下 部族下)

島田先生の引用された史料はこれだけである。迭刺部を二分したということは、たしかにその力を弱めたことであろう。しかしながら、ただそれだけで「完全な」部族の解体が、部民の臣民化が言えるのであろうか。しかも先生はその後も旧勢力の実力に侮りがたいものがあったことを認めておられるのである⁶⁵⁾。それにもかかわらず、「どもかく」迭刺部内の旧勢力の残滓は「完全に」除去されたと言われる。このあたりの結論づけは、あまりにも性急すぎて、説得力がない。これだけの結論を出すためにはもつと多くの史料がなければならぬはずである。

乙室部以下の契丹七部についてはどうだろうか。先生は次の史料を引かれ、

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

太祖更諸部夷離董為令穩。

(會同元年十一月條) 升北・南二院及乙室夷離董為王、……

(『遼史』卷三三 營衛志下 部族下)

(『遼史』卷四 太宗本紀下)

ここにあらわれた部長名變更の事実を、耶律氏勢力の各部内への浸透と結びつけられる。これでは「升」という字の解釈は、かなりうがったもの⁽⁶⁶⁾としなければならず、かなり無理があると思うが、積極的に否定する材料もない。しかしながら、次に「遼史の紀伝から、これ等の新部長が必ずしも該部のもとの部長でなかつたことが推測される。」と言われるのは、いかなる史料を根拠としてなのであろうか。また、この事がたしかに言えるとしても、これだけで部内の旧勢力と部民との関係が全くたちきられたといえるだろうか。ここでは、令穩なり大王なりの官職が部民とのつながりにおいて実際にはどうであったのかを考えることを怠つてはいないだろうか(百官志における各部の長が、その部の部民の行政全てを完全に掌握したものであるとするなら、その官が中央任命の官吏に託されたということとは、中央権力が部内に浸透した結果であると言えよう。しかしそれらの実態は必ずしもはっきりしないのである)。島田先生も、実際にはかかる処置のあとにも部長の権力はかなり強かつたことを認められる。それは『遼史』卷六一 刑法志上の記述に
 故事、樞密使非国家重務、未嘗親決、凡獄訴惟夷離畢主之。及蕭合卓・蕭朴相繼為樞密使、專尚吏才、始自聽訟。
 とあるように、開泰年間までは裁判権が各部に認められていたことよつて明らかであるといわれるのである。ところが先生はここで裁判権が中央に取り上げられたこと⁽⁶⁷⁾と、

(統和十四年四月條) 改諸部令穩為節度使。

(『遼史』卷一三 聖宗本紀四)

という記述で明らかとなる名称の変更の二つから、各部節度使は「その部人とは全く主従関係もなく」、「時に」その部出身者を任じたこともあるが、実質においては中央が自由に任免できる官に脱皮していたと結論されてしまう。そしてこの結論がさらに、「ここに到つて一切の封建的残滓は完全に払拭され」た、という結論へと発展するのである。そして、またさらに、この結論が、「中央集権的、君主独裁画一国家としての遼朝」のイメージへと結びついていくのである。

こう見てくると、島田先生のとかれる「完全な」中央集権化がいかに零細な史料から出てくるものであるかが解る。そこで私は、この問題をもう一度考えなおしてみたいと思う。史料のなかに単なる公式的記述ではなく、もっと実際の運用面に密着した姿を提供するものがないであろうか。これは試みる価値があるであろう。そこでまず、節度使・大王の任用について考え、次には、節度使・大王の実際と、部族社会の実際との両面から遼朝の部族制について考えていこうと思う。

第二章 北・南大王の任用について

迭刺部を二分することによって成立した五院部及び六院部の統治は、そこより出自した遼朝によってきわめて重要な問題であった。そのために史料の中にもその部名・官名を多く見出すことができる。『遼史』列伝の中で北・南大王(分割前の迭刺部夷離婁及び、分割後未だ大王という名になつておらず、北南夷離婁であつたものも含む)に任ぜられたことの解る人物は全部で四二名である。一方、本紀をたどつてみるとその数は七〇名をこえている。無論この両者の大部分は重複しているのであるが、列伝にないものはその出身部を明らかにすることが不可能なので、今それらをのぞき列伝によつて論を進めることにする。

列伝にあらわれる北・南院大王の出身を分類してみると上の表IVのごとくである。これを見ると北院大王の任用回数が二五例であるのに南院大王は一四例といささか差がありすぎるが、本紀によればこれが三二対三八という分類になり、本紀の場合その数の比はほぼ拮抗しているので実際に列伝ほどの差があつたわけではないことがわかる。

表IV

出身	北院大王	南院大王	計
五院部	0	0	0
六院部	1	2	3
四帳皇族	8	4	12
二院皇族	15	8	23 + 3
不明	1	0	1
計	25	14	39 + 3

(+数字は迭刺部夷離婁)

表IVによつて第一に気づくことは、兩大王位に、管下部族たる五院部、六院部出身の者がほとんど任ぜられていないという事であろう。そしてそのほとんどが四帳皇族及び二院皇族出身者で占められているのである。これをみるかぎり、遼朝の五院部・六院部支配はその長官に自己の親族をすえて、完全にそれを中央の控制下においていたように思われがちである。しかしながら実際はそう単純に考えることはできない。たしかに大王位はほとんど独占的に皇族ににぎられてはいたが、遼朝におけるその皇族の実態を明らかにしないうちは軽々しい結論を下すのは危険なのである。皇族のうち四帳皇族と呼ばれる者は、太祖の一世・二世の祖より系出した系列であり、遼代を通じて常に皇族としてあつかわれ、その系出には疑問の点がない。故に四帳皇族から大王を任じたのは当然その重要な役職を自己の一族の者に握らせることにより万全を期したのであることは大いに考えられることである。

しかしながら、二院皇族となると、そう簡単には考えられないのである。そこで「二院皇族」について少し述べなければならぬ。二院皇族に関して百官志一 北面皇族帳官の条に、

肅祖長子洽脊之族在五院司、叔子葛刺・季子洽礼及懿祖仲子帖刺・季子裏古直之族皆在六院司。此五房者、謂之二院皇族。

とあり、すなわち太祖の三世・四世の祖よりはじまる家系であることが述べられている。ところで、この実態なのであるが、それについては島田先生がきわめて明解な解釈を行つておられるのでそれによつていこうと思う。先生はこの族が、決して太祖と血のつながりのあるものではなく、迭刺部の旧勢力をかかふるフィクションの中につつまこんだのであると結論されている。その理由は、まず太祖の三世・四世の祖というのが歴史的な事実としては極めて疑わしい事^⑧があげられる。さらに、『遼史』卷三三 宮衛志下 遼内四部族の中に、

遥蠻九帳族。横帳三父房族。国舅帳拔里・乙室已族。国舅別部。

とあるだけで二院皇族が入っていないこと、さらに『遼史』卷四五 百官志一 北面皇族帳官の条に、
皇族二院、治之、以北南二王^⑨

とあって、皇族帳でありながら迭刺部を統治する機関に属していたことが解るから、その実質においては部族とかわりがなかったのではなかったかと思われということなのである。そもそも太祖・阿保機の家柄は決して迭刺部内の有力家系ではなかったから、のちに勢力抬頭した時も、迭刺部内の旧大勢力に対する処遇が問題となってくる。その時太祖のとった手段は懐柔策であって、旧勢力を自己の空想上の祖先と結びつけ皇族に列することにより自己の勢力下にそれを吸収しようとはかったのであり、その結果成立したのが二院皇族帳である。以上のような島田先生の推論は恐らく正しいであろう^{二九}。こう考えてこそはじめて、二院皇族でありながら曷魯がその伝において「迭刺部人」と書かれ、鐔臻が「六院部人」とされていることの説明もつくのである。

以上によって、二院皇族の本態が実は旧迭刺部内の実力者の家系に他ならない、という結論を得たが、そこで次に二院皇族出身の北・南院大王をその家系のつながるかぎりつなげてみる。その結果得られたのが次頁の図Ⅱ・Ⅲである。

これを見ると、二六名の全てが三つの系列にはつきり大別されることがわかる。この三家系が、遼代五院部・六院部内において、大王位に任ぜられる権利をもった、いわゆる「世官の家」を形成していたのであろうことは容易に推察されるのである。島田先生は、二院皇族についてのべられた中で、旧迭刺部実力者への懐柔策として用いられた二院皇族は、やがて五院・六院両部に吸収され、単なる家柄の象徴から、さらには貴族ないしは単なる家と化してしまい、旧勢力は完全に没落したと述べられているが、この点は納得できない。図Ⅱ・Ⅲの示すごとく、この家系は遼代を通じて一族より王を多く輩出しており、そもそもが迭刺部人なのであるから五院・六院両部の中に吸収されていたのは当然としても、その実力を完全に失っていたとは考えられないからである。ただ、この点については今はあまり深くふれない。この問題は北・南大王の部族支配権の実際を明らかにし、部族内における世官制の実態についても考えてみたあとでなければ、性急な結論は下せないからである^{三〇}。そこでまずここでは、五院部・六院部内に、有力な三つの家系が存在したと考えられることを指摘するにとどめ、世官制および節度使・大王による部族支配の実態について考えてみることにし、その上でもう一度この問題に帰ってみたいと思う。

第三章 大王・節度使の実態

遼朝の部族官として、実際に部族統治にあたった大王・節度使の実際の姿はどのようなものであつたらうか。彼等の統治ほどの程度まで部族内に入りこんでいたのか、又彼等と朝廷との関係はどのようなであつたらうか。この章の目的はそれについて多少なりとも解答を見出すことである。

北院大王、南院大王について百官志をみると、卷四五の北面朝官の条と、卷四六の北面部族官の条との両方に出ている。特に後者によると、

五院部。有知五院事、在朝曰北大王院。

六院部。有知六院事、在朝曰南大王院。

とあつて、大王院は在朝の官であり、それとは別に知五院事、知六院事が外朝の官として二重の部族統治にあつたかのごとくである。しかしながら、大王は原則として部族と行動を共にしたと思われるので^⑤、在朝の官として中央にあつたというよりもむしろ大王府は部族とともにあつた^⑥と考えるべきである。しかしながら、実際の運用面から見ると彼らと中央との関係はかなり密接であり、天子の側近にある時もかなり多かつたようである。だから、一概に大王府が全くの外朝の官であり、百官志のごときは『遼史』の編者の誤りであると断定する^⑦のにも少々抵抗を感ずる。南北大王は遼朝においてはその重要性によつて、外朝の官であるとともに在朝の官としての性格も持つていたと考えるのが適當であろうと思う。そしてこのことはとりもなおさず、大王職務が中央と部族とを結合する為のものであり、決して封建的な領有を許されたのではないことを示している。南北大王の任用を本紀、列伝より眺めてみても、それがきわめて中央の意のままに任免されていることが解る。このことから大王が中央派遣の官吏としての性格を持つていることは明らかである。他の大部族の大王についてもこのことは同様で、各部節度使は一貫して外朝の官となつてゐるが、それが中央派遣の官吏であつたということは同様であろうと思う^⑧。しかし、それが中央任命の官であるからといってそれに任

ぜられることは、その者が部族とは全く権力関係のない、純粹に個人として中央より派遣された官吏であると決定するのはまだ早いであろう。このことは注意する必要がある。彼らは大王、節度使としては中央の官吏であつたから、中央の立場に立つて部族との間に利害の対立を生む場合もままたつた。

(統和十三年五月乙亥条) ……北・南・乙室三府請括富民馬以備軍需、不許、給以官馬。

〔遼史〕卷一三 聖宗本紀四)

この史料によれば、北院、南院、乙室の三大王府から朝廷に部内の富者の馬を軍馬にあてるように進言がされているが、朝廷ではこれを認めず、官馬を以つてこれにあてたことが解る。この種の進言は他にもいくつも見られるが、ウィットフォールゲルはこのことから、「朝廷と私有畜群の持主との相容れない利害関係^⑧」が明らかになつたといひ、さらにその都度中央は官馬を使うことにしていると妥協が見出されると指摘している^⑨。ともかくこの史料から、大王がこの利害対立において中央の側に立つて部内の有力者を抑える立場にあつたことは確實である。しかしながら、大王や節度使に立つものが世選による当該部族内の有力家系の出身者であつた場合がしばしばであつたから、大王府、節度使司の官吏の全てが中央の利益代表者であつたとは限るまい。たとえば大王府の場合、その大王の下に左右宰相、節度使、詳穩などをはじめとするいくつかの官のおかれていたことが百官志により解るが、前掲の史料では「王府」とだけあつて、大王が請うたとは書かれていない。私は、大王府や小部族の節度使司の下にいくつかの官の中には、純粹に中央派遣の官があり、それが朝廷の利益を代表して部族にあつていたのであり、最高長官たる大王や節度使はその部内有力者の一族が任ぜられることが多かつたように、必ずしも朝廷の利益代表者であつたとは限らなかつたのではないかと考へている。史料の中には、部族の「有司」という名前でもつて朝廷へ節度使の非を訴えているようなものはいくつかあるが、これは地方官処においてその職員の代表する利益が必ずしも一致していなかつたことを示すものだと思う。

実際には大王や節度使が部族の実力者としての利益を代表することが多かつたのは自然なことであつたろうが、だからと言って、彼らが一心中央任命の官であつた限りは中央政府の一官僚として動くことが要求されたことは間違いない。

すなわち前にも引用をしたが、

〔重熙十年二月甲申条〕北枢密院言、南・北二王府及諸部節度侍衛祗候郎君、皆出族帳、既免与民戍边、其祗候事、請亦得以部曲代行。

〔遼史〕卷一九 興宗本紀二

という記載が示すところのものは、大王や諸部節度使を自己の部族から切りはなすことによつて、完全な中央所屬の官吏に仕立てあげようとする遼朝の意図であると言つてよいであろう。しかし、大王、節度使がその部族の出身者より出た場合には、その意図を徹底させることはまことに困難であつた。そこでその為重要なとなつてくるのが前述の著帳官制である。地方部族の有力者の子弟は若年のころ著帳官や御帳官として帝の側近で仕え、自己の部族をはなれてかなり中央と密着した意識を作りあげられるのであつた。このあたりのくわしいことをくり返すのはやめるが、この史料において、大王、節度使と、侍衛、祗候郎君とが並べて書かれているのは、この事情をまことに雄弁に物語つてゐると思う。しかしながら、また著帳官制は景宗、聖宗代に確立してゐたと思われるにもかかわらず、興宗朝にかかる提言が出されてゐるということは、彼らを部族から切りはなして中央の官僚とするのがいかに困難であつたかをも示してゐるのである。

また、史料の中で、大王、節度使のあり方について調べていくと、その中のある者は管下の部族とはなれた妙な動きをしてゐることがある。たとえば、『遼史』卷八三 耶律休哥伝によれば、彼は北院大王の職にありながら、宋が侵入してきたのをむかへた時、五院部を率いてゐたのでもないらしく、

時北南院・奚部兵未至、……

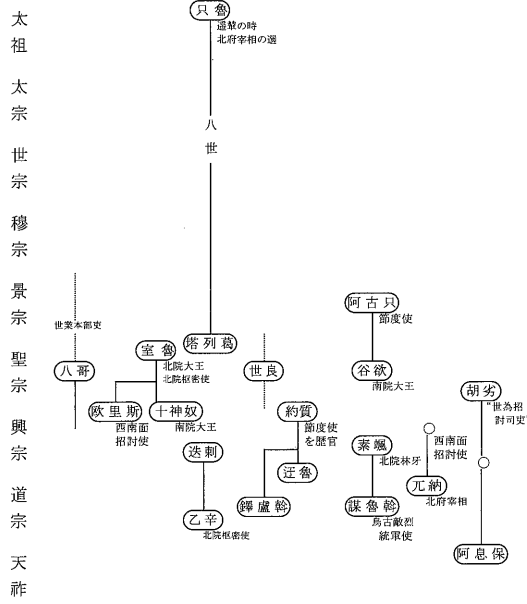
とあるように、五院部の兵はあとからかけつけてゐる。また、『遼史』卷八八 蕭拔刺伝では彼が奚六部禿里太尉の時に大延琳の反乱がおこり、

拔刺將北・南院兵往討、遇于蒲水、南院兵少却。至手山、復与賊遇。拔刺乃易両院旗幟、鼓勇力戰、破之。

とある。つまり、五院部、六院部の兵をひきいて戦つてゐるのである。延琳の乱は東京路でおこつてゐるので奚大王の

図IV

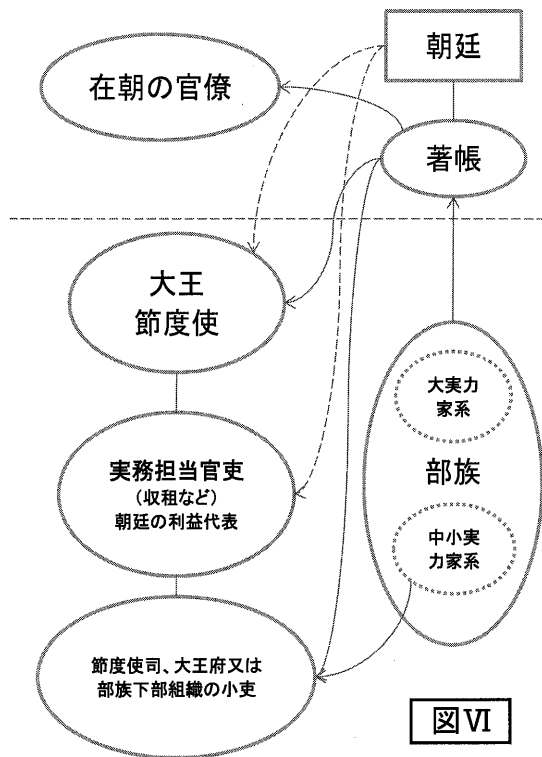
五、六院部



蒲奴や、奚禿里太尉がその鎮庄にむかったのはわかるが、五院・六院部をひきいるのはどうも妙な風である。この時大王はどうしていたのだろうか。もしかしたら、大王や節度使がその部族の兵をひきいるのはきわめて自然ななりゆきではあったにもせよ、本来原則的には、彼らが兵馬を動かす権限は節度使、大王としての権限とは別に与えられたものであったかもしれない。たとえば『遼史』卷八五 耶律撒合（乙室部人）伝には、

乙曆中、拜乙室大王、兼知兵馬事。

とあるように、部族の軍事にあたる権限は大王位とは別にわざわざ与えられたかのようにとれるものがあるのである。こう見てくると、大王や節度使の権限というものはきわめてあいまいになってくる。どの程度まで部族に密着して中央権力をそこに浸透させていったのかはまことに疑問であるといわなければならぬ。考えようによつてはそれらは単なる名譽職であつて、実質的な行動が必要になる場合には状況に応じて中央からの指令がいったのだと思えないこともないのである。『遼史』卷三〇 天祚本紀四



はそれが明示されているが)。しかも彼らの伝を読んでいると、横帳、国舅帳出身者には感じられない部族との密着度が感じられる。このあたりの考え方はきわめて非科学的ではあるが、部族の下部の機構については結局類推するより他に手段はないであろう。私は、部族内の力のある家系は全て「世官の家」としての特権が与えられ、その中でも勢力の強い家^{三三}、すなわち「節度使の選に預かる」ような家の子弟は著帳に入れられ、もつと勢力の小さい家の者は、普段の生活のままで官名だけを授けられたのか、あるいは大王府や節度使司の小吏になるかしたのであるかと思う。(部族の下部機構についてはあとでもう少しつけ加えることがあるだろう。)

以上で、部族官の実際の姿を追求してきたのであるが、ここで大王府、節度使司に対して得られた考えをまとめておきたい。まず節度使司、大王府の最高長官たる節度使、大王は、多くその部族の出身者が任じられた。特に小部族にあつてはほとんど全てその部の有力者が任じられたのであらうと思う。南北大王は、その重要性から言つてしばしば皇族が任用されたが、原則としては五院部、六院部の出身者がつくことになつていた。大王、節度使の任務ははっきりしないが、まず収租に任じていたことは確実であらう。軍事面に關したもので疑えば疑えることはさつきのべたごとくである。ただかかる任務の場合でも、

彼らの立場は必ずしもはっきりしたものではなく、中央官吏としてよりもむしろ部族内の人間として中央に対立することもあつたろう。そこで大王府、節度使司には、純粹の中央派遣の官吏が朝廷の利益代表者として入っており、実務はむしろ彼らがうけもつたのであらうと思われる。その他、朝廷は部族民を懐柔するために中小の実力者にも「世官」の特権を与え、名目だけであつたかもしれないが色々な小吏に任じていたようである。これらを図式化すれば前頁の図VIのごとくになるかと思う。

以上が私の考えをまとめた部族統治の実態である。そこで次にはもつと深く、部族の中に入り込んだ立場から北面支配機構の末端に迫りたいと思う。

第四章 部族の契丹人について

これまで部族節度使（大王）の任用面から部族支配の問題を考えてきたが、その際、節度使が実際にはどうなつていのかを考えないわけにはいかない。そしてさらには節度使を通して遼朝に支配されていた部族の実態はどうであつたのか。これらの点は当然明らかにすべき問題なのであるが、何分にも史料があまりにも零細なので結局は推測の域を出ないであらう。しかしながら、今までの考察の一連のつながりからいってもこの問題を回避するわけにはいかないので、次に述べていこうと思う。

遼朝の支配ほどの程度まで部族民個人に結びついていたのであろうか。これは遼朝北面支配の機構を考える上で最も重要なことである。島田先生は部族民は帝国の「臣民」になつたと言われるが、その根拠はきわめて薄弱なものである。しかも、節度使やその他の部族官がたとえ中央の自由な任免を受けるようになったとしても、彼らの実際の職務がどの程度まで中央と部族民個人との関係を作り上げていったかを明らかにしないかぎり、部族の解体、契丹人の臣民化は言えないはずである。まず節度使、大王の統治についてはすでに前章において、それが部族と密着し中央の利害を代表

する完全な統治者としてはあらわれてこないことを述べた。それで次には節度使司、大王府の要求された職責を考えなければならぬ。節度使、大王が戦時には管下の部族民を率いたであろうことは容易に想像されることであるが、だからと言って節度使になることがそのまま部族の兵馬の権を握ることであると考へるのは少し性急すぎる。この点については前述のごとくである。節度使司の果たしたであろうもう一つの重要な職務は、租税の徴収と庸役の割りあてである。これは、『遼史』卷四 太宗本紀下に

〔会同〕二年……七月……閏月癸未、乙室大王坐賦調不均、以木劍背撻而积之、……

とあることによつて明らかである。戦時以外には節度使司、大王府の最も重要な任務はこの方にあつたと見てよいだろう。さらに史料はつづいて、

并罷南・北府民上供、及宰相・節度諸賦役非旧制者。

とあつて、五院部、六院部よりの上供はやめられたようである。しかしながら、『遼史』卷一一 聖宗本紀二に、

〔統和四年十月戊午条〕以南院大王留寧言、復南院部民今年租賦。

とあるところをみると、租賦を納める義務は失われていなかったことがわかる。そこでその内容であるが、『遼史』卷一三 聖宗本紀四に

〔統和十二年二月甲午条〕免諸部歲輸羊及関征。

とあり、それが主に羊で払われたであろうことは推測される。もう一つの注目すべき史料がある。

耶律敵烈等逼立梁王雅里、令群牧人戸運塩漚倉粟、人戸侵耗、議籍其産以償。雅里自定其直、粟一車一羊、三車

一牛、五車一馬、八車一駝。

〔遼史』卷五九 食貨志上)

これは保大年間、遼の崩壊期に敵烈らが天祚からはなれ梁王を擁立した時、沿辺の和糴倉の粟を群牧人戸を使つて運ばせ、その途中で減つた分を彼らの家産に応じて償わせたことをいつている。群牧とは遼朝の官営牧場のごときものであり、その官吏は中央任命の者がそれにあつたが、牧馬の実務にあつたのは外征などによる捕虜の遊牧人戸であつ

たと思われる。そこでこの史料から遊牧民族より徴収する租賦の内容についてもある程度の類推ができると思う。すなわち、本来なら損耗分をそのまま粟で償わせるべきであるところを、遊牧民族であるが故に畜類でもって換算して納めさせている事、さらには羊のみならず牛、馬、ラクダで納めてもよかつた事などである。これらの他に、女真人の部族や奚部に対してはその地の特産を徴したことが史料によつて解るが⁶⁶、契丹人部族はどうであつたかについてははっきりした史料がない。

このように遼朝は部族民から租賦を徴したが、一方では逆に彼らに物を与えることもあつたらしい。飢饉の時の振恤については州県^{三三}や部族を対象としてたびたび行われたことが史料によつてよく知られるが、その他の場合もあつたらしい。すなわち『遼史』卷八一 耶律室魯の伝に

以本部俸羊多闕、部人空乏、請以羸老之羊及皮毛、歲易南中絹、彼此利之。

とあり、北院大王であつた彼の管下つまり五院部に「俸羊」が与えられたことが解るのである。これが定期的に部族へ与えられたものかどうかは解りかねる。この記述の時期は遼宋の交戦期であつたから、あるいは戦争に部族民を使用したその恩賞の意味があるのかもしれない。

契丹の部族民にはまた、役に服する義務が課された。しかしその内容については明確な史料を提出することが困難である。軍役は無論その最も重要なものであつたろうが、その他には節度使司や防辺官の下働きや、群牧に従事したであろう事を推測する他はない。『遼史』卷一〇四 耶律昭伝には

夫西北諸部、每當農時、一夫為偵候、一夫治公田、二夫給糶官之役、大率四丁無一室處。芻牧之事、仰給妻孥。一遭寇掠、貧窮立至。

とあり、偵候や糶官⁶⁷などの役の内容についてかなり明らかになる。しかしながら「公田」とあるのは、『遼史』卷五 九 食貨志上が耶律昭伝と同内容の記述をしたあとに続けて、

當時沿辺各置屯田戍兵、易田積穀以給軍餉。故太平七年詔、諸屯田在官斛粟不得擅貸、在屯者力耕公田、不輸稅賦、

此公田制也。

と書いているこの公田を耕すものであり、西辺の特殊事情をぬきにして一般の部族民にも課せられたものとは言いがたい。役の割りあては、各部毎にまとめて課せられたらしい。すなわち、『遼史』卷一〇 聖宗本紀一に

(統和三年三月乙巳朔条) 枢密奏契丹諸役戸多困乏、請以富戸代之。上因閱諸部籍、涅刺・烏隈二部戸少而役重、并量免之。

とあるのによれば、部毎に中央から割りあてられた役を、部内の各戸で分担していたことが解る。しかしながら、それでは部族内の貧富の差によって不公平の生ずるのもやむを得ない。「以富戸代之」とあるところを見ると、あるいは富戸である世官の家などには役が免ぜられていたのかもしれない。前掲の太宗本紀の引用中に、

并罷南・北府民上供、及宰相・節度諸賦役非旧制者。

とあるのをみると、宰相や節度使に任せられた者は旧制によって定められていたもの以外は免ぜられたようであるが、この旧制に定められていた役というのが何であるかは不明である。ただ宰相や節度使に任せられるような家の子弟は、全て若いころ著帳に隸したと思われるから、これが彼らにとって一種の役の意味を持っていたのかもしれない。またあるいはそれほど有力ではないが一応世官の家に列せられている家にとっては節度使司、大王院の小吏に任せられるのは恩恵であるとともにやはり一種の役の意味をもちかねていたとも考えられる。ともかくも部内における役の分担が不公平であったのは間違いない。『遼史』卷七七 耶律撻烈の伝に、

志曆初、陞南院大王、均賦役、勸耕稼、部人化之、戸口豐殖。

とあるごとく、役を公平にするのは各部節度使、大王の重要な任務であった。

それでは、中央権力は部族民をどの程度個別的につかんでいたのであらうか。次の記載を見てみよう。

(会同四年正月壬戌条) 以乙室・品卑・突軌三部鰥寡不能自存者、官為之配。

(『遼史』卷四 太宗本紀下)

これを見ると部族民の生活のかなり細かい点にまで国の手が伸びていたようにとれる。さらに先に引用した耶律昭伝の

記述によれば、西辺の特殊な地域の場合とは言え、遊牧人戸の一戸に正丁が四人いるかないかであったことが解り、当時遊牧生活の一単位がかなり小さな集団となっていたことが推測され、その為に国の手もかなり部族内部に入っていたとも思える。しかしながら、一方では世官の家が示すごとく部族内部にかなりの勢力をもった者があり、国家権力はそれと妥協しなければならなくなっていた。前記の太宗本紀の記述にしても、『遼史』一一六巻の中ではやや奇異の感を受けざるを得ず、そう度々あったことでは決してなからう。あるいはこれは遼朝が未だ部内に力を保持していた伝統的な実力者との間で一般の部族民の信頼獲得を争っていた事を示すものであるかもしれない。ともかく、契丹の部族の中には、かなり大きな貧富の差があったことは、以上によつて明らかとなつたと思う。

それではかかる部族の姿は時間的にどう変化しているのだろうか。『契丹国志』卷三 太宗下に
会同九年……帝以軍失利、杖其酋長各数百。

とあり、さらに同書卷四 世宗に、

(会同十一年)或説延寿曰、遼諸大人數日聚謀、此必有變。

さらにつづけて、

会同十一年、……初太祖崩於夫餘城、述律殺酋長及諸將數百人。太宗復崩於境外、酋長諸將懼死、乃謀奉帝、欲勅兵北歸。

とある記載は、酋長・大人といった名前の中に、伝統的な遊牧民族の族長(一三)の存在を思わせる。太祖より二代目の太宗朝において未だ部内に旧勢力が力を持っていたことは十分考えられるところである。ところが彼らの立場がその後どういう変化を見せていったかは、『遼史』の中国王朝式の書き方の裏にかくされてしまつてどうもよく解らない。私が官吏の任用法について一貫して考えてきたのも、この史料の裏のものを別の角度から読みとりたいたと思つたからである。この試みの結果として私は五院部、六院部に強力な三つの家系を見いだし、その他にも「世官の家」というのが各部内の伝統的な実力者に対する中央権力の妥協の産物であることを指摘した。各部内に伝統的な実力者があつたとなれば、彼

らが、たとえ部族長としての性格は喪失していても、部内の遊牧人戸に対してかなりの影響を持つ事を妨ぐことはできなかつたであろう。彼ら実力者は多くの奴婢や私兵を貯え、部内に隠然たる（あるいは公然たる）力をふるい、何らかの形で部族をまとめていたのであると思う。一般に遊牧民族の場合、何らかの政治的な統一が崩れた場合、従来の部族は急速に解体し、固有の部名も消滅して他の遊牧民族の中へ吸収されていってしまうようであるが、遼朝の滅亡後も契丹の旧勢力はかなり強力に温存されていた⁶⁸。これは金朝が、はじめ契丹人を分散させず猛安謀克の中へ集団として編入したこと⁶⁹によるが、そもそも遼の崩壊期にあたって契丹の部族が部をあげて遼朝の為に戦ったという事実は一つもなく、しかも金代に一つのまとまった勢力を保持していたというからは、遼代にも中央権力とは別に部族をまとめる何らかのものがあつたと考えるべきであろう。『金史』卷八一 蕭王家奴伝には、彼が五院部節度使になつたことが記されており、金の太宗の天会八年以後も五院部という部名と、五院部節度使という官名の残つていたことがわかる。さらに『金史』卷九〇 移刺斡里朶伝を見ると彼の経歴について次のようなことが解る。

・ 系出五院司

・ 伐宋の軍中に隸し、その功で尚書令史に補せらる。

・ (天会) 十五年、籍發諸部兵於山後、将与右丞蕭慶会、時官軍竄而南者凡数千、斡里朶以兵邀擊之、尽獲其輜重財物、悉送有司而去、一毫弗取。……以勞遷宣武將軍。

・ 正隆年間、契丹人の反乱がおこると、彼は賊にとらえられ、その盟主におされるが、これを拒絶して逃亡。以上の経歴より氣のつくことを並べてみよう。

一、軍功で尚書令史となつてはいるが、すぐあとで諸部の兵を率いて戦いに出たところを見れば、官名はただの名にすぎないようである。

二、諸部兵を率いたにもかかわらず軍官名が肩書きについていない。
三、ともに兵を發した者も名前から考えてどうも契丹人であるらしい。

四、「官軍」と別に書かれているところを見ると、彼らの率いていた兵は正規外の部族軍であつたらしい。

五、「有司」という言葉にすべきか。おそらくは中央の出先機関との関係がきわめてあつさりしたものである。

六、契丹人の反乱がおこつた時、とらえられたにもかかわらず反乱の盟主におされている。

七、きわめて簡単に反乱軍より逃げ帰つたらしい。

これらを総合して考えると、斡里朶の姿の中に、どうしても遼朝滅亡後も五院部にある程度の伝統的影響力をもつていた部族有力者の姿を見ないわけにはいかない。彼にはいくつかの官名が冠せられたが、おそらくは単なる称号であり実際に入朝したわけではなからう。契丹人の中に生活をしてきたから契丹人が蜂起したときには簡単に賊中にとらわれてしまつたのだらう。しかし彼は伝統的な実力者であり契丹部族民の信奉を集めていたから、反乱の盟主におされたのであつた。おそらくはとらえられたと言うよりも、自分の周囲に反乱が起こつていたと言う方が正しい言い方であるような状況だったのでらう。私は金朝下における契丹人の勢力の大きなことから考えてみても、旧部族内にはせいぜい地縁的なものであつたかもしれないが、結合が温存されていたと考えたい。このように遼朝成立前と金朝成立後の契丹人会において、伝統的な部族内の実力者や、部族の結合が存在していたとすれば、時間的にその間には含まれる遼代の契丹人社会だけが、伝統的な部族を「全く」解体され、一人一人が「臣民として」国に結びついていたと考えるのはやや無理である。根拠はさして強くないが、この点からも遼代契丹部族の姿がある程度暗示されるのではなからうか。もちろん、先にも述べたごとく、当時の契丹人の遊牧生活の単位はかなり小さいものとなつており、部族と国家との相対的な力関係によつてはそれに対する国家の手もかなりのびていけたと考えられる。しかしながら、それは島田先生のいわれるように、遼朝中央権力による氏族制の完全な解体によるものでは決してなく、遊牧民族の経済的な歴史の中でもつて当時の契丹民族がかかる状態にあつたのだと考えるべきである。そしてそういう遊牧部族の姿に応じ、それと妥協することによつて遼朝の北面支配機構が成立していったのである。

以上によつて、遼朝と伝統的な部族実力者との間の妥協の産物が世選制であり、それをより有効に中央権力と結びつけ

る為に利用されたのが著帳官制であることを、もう一度裏づけたつもりである。それではその結果はどうであつたらうか。『遼史』卷二〇 興宗本紀三には、

(重熙十六年二月辛酉条) 詔世選之官、從各部著旧択材能用之。

とあり、世選の家から官を選ぶのは結局中央権力の干渉外となつて、遼朝の契丹部族に対する権力は興宗朝に一步後退したようである。また部族内でも特に強力な家からは子弟を著帳官に入れさせたのも、遼朝が彼らを遊牧民族的な家産制秩序にくみこもうとする努力を示すものであり、前述の『遼史』卷一〇 聖宗本紀一 統和元年の、

上与斜軫於太后前易弓矢鞍馬、約以爲友。

という記載も、蒲古只を祖とする六院部内の強大な勢力と、遼の天子とを個人的な紐帯で結びつけようとする勢力のあらわれであつたらう。しかも遼朝は彼らを完全に中央権力に服させることは終にできなかった。『遼史』卷九六 耶律仁先の伝には、清寧九年に重元が謀反をくだてた時のことが書いてありそこに、

帝欲幸北・南院、仁先曰、「陛下若舍屬從而行、賊必躡其後、且南・北大王心未可知。」

とあるのは、遼室と五院・六院部との間に完全な信頼關係が結局は結ばなかつたことを示している。そしてこのことは、その前に聖宗が、

詔兩國舅及南・北王府乃国之貴族、賤庶不得任本部官。

(『遼史』卷一七 聖宗本紀八)

という詔を出して契丹人社会のエリートとして意識させようとしたり、さらには二院皇族という擬制の皇族を作り上げたりして懐柔策に努めた遼室の方策が、失敗に終わったことを示すものであつた。『金史』卷七四によれば、

宗翰以精兵六千襲遼主、聞遼主自五院司来拒戰、宗翰倍道兼行、一宿而至、遼主遁去。(『金史』卷七四 宗翰伝)

宗翰倍道兼行、追遼主于五院司、不及。

(同卷 宗望伝)

とあつて、五院部はもはや地名のごとく使われてしまい、五院部が遼帝とともに動いた形跡はまるでない。しかもなお『金史』によればこのあと天祚帝が陰山に逃げこむと金軍はそれとは別に天輔七年に五院部を降している。すなわち遼

末には遼室とは最も近しいはずの五院部すら帝を見はなしていたのであった。次にあげる二つの史料、

(天輔六年三月壬申条) 西京降。希尹追遼主于乙室部、不及。 (『金史』卷二 太祖本紀 天輔六年)

(保大三年十月条) 復渡河東還、居突呂不部。 (『遼史』卷二九 天祚本紀三 保大三年)

これらも、乙室部、突呂不部が結局は帝と行動をともしせず、遊牧地をはなれなかったことを表わしている。このように中央では『契丹国志』卷一九 馬保忠伝にみられることき側近政治の乱脈がつづき、その結果、地方では遼室軍勢力を支えていた契丹部族民が遼室を見放してしまい、その結果遼朝は一たび女真の勃興にあうや、(聖宗、道宗の全盛期よりいくらかもたため間に) もろくも崩壊していったのであった。

補章 遼室と迭剌部

これまで、私はまず遼朝中央の官吏任用法から考えを出発させ、それを部族節度使、大王の任用及び部族官の実際とといった下部機構に進め、さらには部族内における契丹人のあり方にまでおろしてきた。このようにして遼朝北面の支配機構の全体像を得ようとしたわけであるが、今このようにして得たイメージをもとに、この第二篇の出発点となり、第二章ではただその存在を指摘するにとどめておいた五院・六院部内の有力家系についてもう一度考え、この篇のしめくくりとしたい。

『遼史』卷一 太祖本紀上には、阿保機の出身をのべて

契丹迭剌部霞瀨益石烈鄉耶律弥里人⁽¹⁰⁾。

とある。これによつて彼が迭剌部の出身であることは明らかである。そこで迭剌部であるが、この部族はいわゆる「契丹八部⁽¹¹⁾」といわれ遥輦氏の下で契丹民族の勢力の中核をなしていた八部族の中には入っていない⁽¹²⁾。いわば新興の勢力であった。太祖は迭剌部の抬頭する勢力を背景に数々の征戦を行い契丹民族中にその地位を確立したのである。しか

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

しながら、太祖の家系が遥輦氏の時から一貫して迭刺部を率いていたのかというと、必ずしもそうは言えない。ここ二つの史料がある。

当唐開元・天宝間、大賀氏既微、遼始祖涅里立迪輦祖里為阻午可汗。時契丹因万荣之敗、部落凋散、即故有族衆分為八部。涅里所統迭刺部自為別部、不与其列。并遥輦・迭刺亦十部也。〔遼史〕卷三二 營衛志中 部族上

五院部。其先曰益古、凡六營。阻午可汗時、与弟撒里本領之、曰迭刺部。伝至太祖、以夷離董即位。天贊元年、以強大難制、析五石烈為五院、六爪為六院、……〔遼史〕卷三三 營衛志下 部族下

この二つをそのまま信ずると、阻午可汗の時代に涅里、益古の二人の首長がいたごとくである。田村実造先生は太祖の一族がもともと迭刺部内の有力者であるとの解釈であり、一方益古の一族は迭刺部内における別の有力氏族として太祖以前より存在し、これが太祖の抬頭で諸弟や乙室部有力者とともに乱を起したとされる。しかしながら、この説明では、自らも「これをどのように合理・調和させるかは困難であるが」と述べられているごとく、問題は不明瞭なまま残ってしまふ。先にのべたごとく阿保機の祖先については、特に三世・四世となるとこれを後世の作為によるものと考えた方が妥当性があるし、さらに太祖本紀上にあるごとく、太祖の出身が迭刺部内の一弥里とされていることから、どうみても太祖の家系は島田先生の考えられるごとく、迭刺部内では有力なものではなく、たかだか一土曾の域を出ていなかったと思う。よって阻午可汗の時から太祖の祖先が迭刺部を率いていたとするのは明らかな誤りであるとしなければならぬ。すなわち迭刺部は遥輦氏の時より益古を祖とする有力な一族によつて率いられていたとみるべきである。一方、『遼史』卷七五 耶律鐸臻伝によると、

祖蒲古只、遥輦氏時再為本部夷離董。

とあり、卷七三 耶律曷魯伝には

父偶思、遥輦時為本部夷離董、……

とあつて、蒲古只系の一族から遥輦氏の時代に迭刺部夷離董を輩出していたことが解る。私はこの家系こそ太祖以前よ

り迭刺部を統領していた一族であり、結局は益古の一族と一致するものであると思う。そこで、かかる状態の迭刺部内
で、阿保機の立場はどのようなものであつたらうか。『遼史』卷七三 耶律曷魯伝には

〔曷魯〕与太祖遊、従父釈魯奇之曰、「興我家者、必二児也。」

とあつて、幼い太祖と曷魯が一家族の中に育てられたごとくである。蒲古只系の一族は二院皇族に列せられているので
あるから、かかる書き方も当然かもしれない。しかしながら前述のごとく二院皇族は遼朝が旧迭刺部の有力家系の懐柔
を目的とした作為の結果である。よつてこの記述も当然作為が入っていると考えなければならぬ。曷魯は建国の大功
臣であり、その伝からみても太祖との関係は単なる君臣関係以上のものがある。曷魯伝には、迭刺部夷離董であつた父
の偶思が病の床にあつた時、

偶思病、召曷魯曰、「阿保機神略天授、汝率諸弟赤心事之。」已而太祖来問疾、偶思執其手曰、「爾命世奇才。吾児
曷魯者、他日可委以事、吾已諭之矣。」既而以諸子属之。

と、太祖と曷魯の君臣関係の成立事情が述べられている。これはすなわち、迭刺部の統領である偶思が、太祖の利器を
見ぬき、自己の一族を彼の下にさし出したのである。太祖はこの時にはじめて迭刺部の首長となり、その遊牧部民の軍
事力を統轄できるようになつたのであると思う。それでは一部族の統轄を委ねられたほど信頼のあつた阿保機は、
偶思一族にとつてどういう関係にあつたのであろうか。ここで私は、第一篇でくり返し述べた遼の著帳にその残りのみ
られる擬制的家族制のもとに、一族外から組みこまれた *ノコノ* 的な存在であつたと考えたい。すなわち彼は、迭刺部
の統領の家に、幼いころから *Nokor* として入り、一族と起居をともにしていたのであり、その為には偶思や曷魯とは擬
制的でもあれ、家族的な紐帯意識があつたのである。そして、偶思が彼に迭刺部を委ねた時、その一族は逆に太祖の協
力者という形になり、一致して建国に尽したのである。太祖はこのようにして迭刺部を握り、その力によつて多くの外
征を成功させ、遥輦氏にかわつて可汗の地位につくまでの実力をたくわえたのであつた。太祖と曷魯との関係を第一篇、
第七章における護先生の分類にあてはめて考えてみると非常に面白い。すなわち、曷魯伝によれば、彼ら二人は幼いこ

ろよりの朋友であつたし、さらに、

太祖既長、相与易裘馬為好、然曷魯事太祖弥謹。

とあるごとく、長じても彼らの立場はあくまで対等の関係であつた。よつてこの時期の二人は（A）型の関係である。それがやがて偶思の遺志によつて彼が太祖の臣下となつた時、この関係は（B）型のものとなる。そしてさらに太祖の権力が絶大になるにつれ、君臣関係はよりきびしいものとなり（C）型に近くなつていつたであらう。前掲史料で、「然曷魯事太祖弥謹」とあるのは、はじめは対等の関係であつた曷魯が、やがて自ら太祖に臣下としてつかえるようになっていつた事情を、後世の記録がはじめから臣事していたかのごとく説明したものである。

太祖はおそらく即位前、太祖本紀一に、

遂擇太祖于越・総知軍国事。

とある時をもつてすでに契丹諸部内での自己の支配を事実上かちえたのであらうと思ふ。ここで『五代史記』卷七二四夷附録一にある太祖の建国説話にふれないわけにはいかない。やや長くなるが引用する。

八部之人以為遥輦不任事、選於其衆、以阿保機代之。阿保機、亦不知其何部人也、為人多智勇而善騎射。是時、劉守光暴虐、幽・涿之人多亡入契丹。阿保機乘間入塞、攻陷城邑、俘其人民、依唐州置城以居之。漢人教阿保機曰、「中国之王無代立者。」由是阿保機益以威制諸部而不肯代。其立九年、諸部以其久不代、共責諂之。阿保機不得已、伝其旗鼓、而謂諸部曰、「吾立九年、所得漢人多矣、吾欲自為一部以治漢城、可乎。」諸部許之。漢城在炭山東南灤河上、有塩鉄之利、乃後魏滑塩県也。其地可植五穀、阿保機率漢人耕種、為治城郭邑屋慶市如幽州制度、漢人安之、不復思帰。阿保機知衆可用、用其妻述律策、使人告諸部大人曰、「我有塩池、諸部所食。然諸部知食塩之利、而不知塩有主人、可乎。当來犒我。」諸部以為然、共以牛酒會塩池。阿保機伏兵其旁、酒酣伏発、尽殺諸部大人、遂立、不復代。

従来この記録は一個の説話とされ、事実とみなされることはまづなかつた。たしかに、『遼史』の記載の中にはこれに

類する記事が全くないから、これをそのまま事実とすることはまず無理であろう。しかし、いくら中国側よりの記録とはいえ、これほど詳細な記述が、全く事実を反映していないと言えるのだろうか。『五代史記』の場合、この記事のあと李克用と兄弟の契りをおわしたという事があるが、『遼史』によると、阿保機、李克用兄弟の交わりを結ぶのは可汗位につく前のこととなっている。このあたりから言ってもこの記事のあやしさは解るのであるが、他の面からはいくつか対応するものもあるのである。『五代史記』によれば、太祖は即位から九年にして契丹諸部の不満が高まり一度可汗位をおりている。そして当然早くても即位後九年よりあとに、それによつて諸部の勢力を完全に抑えたこの事件がおきたことになっているのである。一方、『遼史』において、太祖の同族・昆弟が、迭刺部・乙室部などの不平分子を率いて太祖に対する最大の反乱をおこし鎮圧された事件のおこつた太祖即位六・七年は、彼が于越にのぼり軍国の事を総べるようになってからちようど九年目と十年目にあたる⁶⁶。また、太祖は早くより漢民族とは深い関係にあり、漢人を自己の側近におき、建国にさいしその助言が大きな力となっているし、その権力の経済的裏づけとして配下の漢人農耕民よりの収入があつたことも大いに考えられることである。またさらに、この時期について田村先生は、即位元年に従弟迭栗底を迭刺部夷離董としていたから、「かれは決して迭刺部をみすててはいない」と言われ、だから、阿保機が諸部からはなれ別に一部を作つたということは考えられない、とされているが果たしてそうだろうか。そもそも田村先生は、阿保機が迭刺部の伝統的な族長であつたととられるから、彼が別に一部を作るといふことは迭刺部を「みすてる」ことになるのであろうが、阿保機はあくまで本来の支配者の家系外の人物であるとすれば決して考えられないことではない。しかも曷魯伝に、

太祖為于越、秉國政、欲命曷魯為迭刺部夷離董。辭曰、「賊在君側、未敢遠去。」

とあるごとく、迭刺部夷離董となることは、太祖のもとを遠く去ることであり、すでにこの時において太祖は独自の配下をもち迭刺部とはかなりの距離をもつて対していたことが解るのである。そして即位するとすぐ彼は腹心部を置き、自己の勢力をより強固なものとするのを忘れておらず、しかも自分の従弟を迭刺部夷離董とすることによつて迭刺部

への監視を強めることも忘れていない。すなわち創業期に太祖の配下としてその力の背景となっていた迭刺部は、今や一つの被支配部族となり、協力から服従を要求されるようになり、太祖は自己の腹心を貯え、それに加えるに漢人の助言及び隸下の漢人州県から上る経済的力を得ることによって、氏族共同体を脱して強力な君主権をにぎりつつあったのであった。『五代史記』の記録はこのあたりの事情をかなり反映しているといつてよいのではなからうか。

しかしながら、これに対する契丹部族側の反撥もまた大きかった。その表われが深刻な内乱となつたのであるが、これは太祖の同族昆弟との争いであると同時に迭刺部内の勢力争いともなつていたと思う。というのが、前の迭刺部夷離菫偶思の長子曷魯は、早くから太祖と交わりを結び、のちに即位してからは軍国の事を総べ、その腹心部を統轄しており、迭刺部よりもむしろ太祖の帳下の人物となつていた。これに対し、すえおかれた一族の中には不満の者が必ずやいたであろう。それらが太祖の同族昆弟達と結託して乱をおこしたのである。だからこの乱を鎮圧するとすぐ、太祖は曷魯をもつてその夷離菫にしたのである^⑤。しかしながら、その後も迭刺部内の不満分子はあとをたたなかつたのだから、曷魯は死の床で太祖に、

惟析迭刺部議未決、願亟行之。

『遼史』卷七三 耶律曷魯伝

と、迭刺部を二分するように進言しているのである。曷魯の死後、夷離菫位は弟の觀烈がつぐが、彼は曷魯に率いられて太祖の帳下に入った人物で曷魯ほどには太祖との信頼関係がなかつたのであろうか、遂に太祖は天贊元年に迭刺部を二分することになる。そして北院夷離菫には斜涅赤、南院夷離菫には縮思をすえ、曷魯なきあと蒲古只系の長であつた觀烈は北南院羅夷離菫という、どうも格づけでは北院・南院夷離菫を総べる立場にあるらしいが、実権はおそらくなかつたであろう地位に祭り上げられてしまふ^⑥。このような称号は以後二度と現われないから、これが単に一時的なごまかしにすぎなかつたのは明らかであると思う。このようにして太祖は遂に迭刺部内から蒲古只系一族の支配権を完全に奪つたのであつた。

以上のごとく太祖は迭刺部の二分に成功し、その支配権を自己の掌中におさめてしまふ。この時の南北夷離菫のうち

縮思は横帳仲交房の出で皇族であり、斜涅赤は二院皇族帳に列せられている裏古直系の人間である。ここではじめて第二章で述べた三つの家系のうち裏古直系の一族があらわれるのである。このあとも引きつづきこの一族の頗徳、撞烈が南院大王に任ぜられている。さらに、天頭末から会同のはじめにかけては肅祖より系出した家系の出である敵魯古と図魯奢の父子があいついで北院の夷離董・大王位についており、ここで二院皇族の三家系がすべてでそろったことになる。しかしながら、蒲古只系統をのぞく他の二家系からはその後さっぱり目ぼしい人物があらわれず、遼も末期になってからやつと裏古直系統の北院大王・南院大王が一人ずつ出ているだけとなってしまう。そしてあとは全く蒲古只系統の独占にまかせてしまうことになるのであろうか。私はつぎのように考える。

迭刺部を二分した遼朝は、皇族よりその統轄者を任ずる一方、撫定的手段として従来の蒲古只系とは別の一族を皇族に列してその任にあてたのである。すなわち裏古直の系列、肅祖の系列は、あるいは旧迭刺部内では微々たる勢力であったかもしれないが、遼朝の政策によつて新たに抬頭することのできた家系であろうと考えるのである。

一方、かかる処置の後も蒲古只系一族の迭刺部内における力は根強かった。そして太宗の会同六年には早くも一族の耶律吼が南院大王位についている。もちろんこの時期にはすでに大王の力は、旧夷離董のごとく部族民に封建的な力を及ぼすことはできなくなつており、中央任命の官とはなつていたが、しかしながら、部族と朝廷を結ぶこの官は部族内実力者の意志を無視して任免することはできず、遼室も根強い蒲古只系一族と妥協する必要があるためであらう。それどころか彼らを二院皇族に列するという懐柔策をとる必要さえあったのである。そのようにして五院部、六院部内の有力なる三つの家系が成立したのであつた。以後この三系列のうちでは、大王位の任用面で見ると、蒲古只系が圧倒的に優勢で、この形勢は遼末にまで続くのである。

以上、遼朝と迭刺部との関係を見てきた。これでみるかぎり遼朝の旧迭刺部に対する態度は大体において懐柔策であつたことが解る。部内に隠然たる力を持ちつづける彼らに対して遼朝は世官制によつて懐柔する一方、皇族に列するとか、子弟を著帳に入れるとかしてその間に擬制的な血のつながりを作り、家産制的支配にくみこもうと懸命であつた。

しかも、遼朝は終にその完全な控制には成功できなかった。金の侵入を受けた時彼らの力を結集することができず、もろくも崩壊していった原因はここにあったのである。

結論

遼代における契丹人社会には、もはや従来の氏族共同体的な、血縁関係によつて結ばれた部族は存在しなかった。しかしながら、それは決して遼朝が中央権力によつて部族を解体したためではなく、遊牧民族としての契丹人の経済的な歴史の中においてすでにかかる変化が生じていたことを示すものである。すなわち、遊牧社会の構成単位はそれまでよりずっと小さくなり、部族全体が一つの紐帯で結ばれるということとはなくなつていた。しかしながら、部族は未だ伝統的な地縁集団としての性格を完全に失つてはおらず、部内においては、力のある一族ないしは一家が部族の指導力を握つていたのである。

このような歴史的段階にあつた契丹人社会に遼朝が勃興すると、朝廷側はこの部族の状態を決して根本的に改めようとはしなかつた。遼朝のとつた態度は、むしろ妥協策である。すなわち、部族の統治には、その最高責任者として節度使をおき、それを中央任命の官吏としたが、その実質的な権力は決して部族全体を強く掌握できるほどのものではなく、むしろ多くは管下部族の有力者より任命した恩恵的な称号といった性格の強いものであつた。遼朝は結局、部族内部の弱小集団にはその支配権力をかなり深くおろすことができたようであるが、一方、部内の実力者に対しては妥協策に終始したのである。そのあらわれが、「世官制」であつた。部族内部の有力家系を「世官の家」に任ずることによつて、彼らの中央権力に対する忠誠を期待したのである。しかしながら、世官制のみによつては彼らを完全に中央と結びつけることは困難であつた。そこで、単なる妥協と同時に、恩恵としての意味をそなえながらもかなり強い中央権力によつて部族有力者を皇帝と個人的に結びつけようとする、それが著帳官制の目的であつた。

遼における著帳は北方遊牧民族の歴史の中で伝統的な「Nomad」をそのおこりとしており、本来は君長との間に擬制的家族関係をもち、その紐帯によって結ばれた君長の腹心集団であった。それがやがて、帝国の発展により、より広範な支配を行う必要が生ずると、被支配部族をしかかる擬制家族的紐帯でつなぎ、それを皇帝中心の家産制的支配の中にくみこむための積極的な手段となつていった。そして、この目的のために制度化されたものが著帳官制である。

以上のごとく、遼朝北面の支配機構は、北族固有の伝統的主従関係を基礎にして、そこに独自の発展をつみかさねたものであったと結論したい^{(1)(H)}。

註

- (1) はじめて「征服王朝」なる用語を使ったのは、カール・A・ウィットフォージェル氏である。History of Chinese Society LIAO (Philadelphia 1949) に“Dynasty of Conquest”とあるのがそれである。
- (2) 鮮卑族の建てた北魏はその例外のようにであるが、北魏の場合はほとんど完全に漢化が進んでおり、北族の歴史の系列には入れられないことが多い。ウィットフォージェル氏は北魏の場合を「浸透王朝」(Dynasty of Infiltration)と呼んでいる(前掲書一五頁)。
- (3) 氏の遼代に関する研究はかなりの数にのぼるが、特に「遼の制度の二重体系」(『満鮮地理歴史研究報告』五一九一八)は、遼朝枢密院の機構を、見事な史料批判によつて明らかにされた。
- (4) 宋・遼関係史が多い。「宋对契丹の戦略地理」(『満鮮地理歴史研究報告』四一九一八)など。
- (5) きわめて多方面の研究があるが、その主な主張点は『遼代社会史研究』(三和書房一九五二)にまとめられている。
- (6) 『中国征服王朝の研究』上(東洋史研究会刊一九六四)にその多くを収録。
- (7) 『契丹古代史の研究』(東洋史研究会刊一九五九)。
- (8) 小川裕人、北川房次郎、日野開三郎、平島貴義、長沢和俊氏らがあり、契丹語の研究では山路広明氏がいる。

遼朝北面の支配機構について—著帳官と節度使を中心に—(加藤)

- (9) ↓註(1)。
- (10) ↓註(3)の論文。
- (11) 島田正郎、前掲書、五六頁〜五八頁。
- (12) 『遼史』卷四五 百官志一に次のようにある。
官分南・北、以国制治契丹、以漢制待漢人。
- (13) 南面、北面に二分したことがそもそものあらわれであるし、国号の「遼」を聖宗が一度「契丹」にもどしていることなどからもそれがうかがえる。
- (14) ↓註(1)。
- (15) 『遼史』卷一〇三、卷一〇四の文学伝には、その為の進言が相継いでいる。
- (16) 遼朝と回鶻路については、長沢和俊「遼の西北路経営について」『史学雑誌』六六八 一九五七 参照。
- (17) 太祖の建国事業に尽くした耶律隆運の子孫等は、むしろ契丹人と同じように扱われていた^{二〇〇}。しかし、これは例外である。
- (18) 世官制と呼ぶことき制度となつて確立していたかについては、はっきりと断定ができない。
- (19) ウィットフォォーゲルの前掲書、四五〇頁より。ここで彼は、遼の官吏選抜は、内陸アジアの部族の方法をうけついでおり、中国やヨーロッパのそれとはきわめて異なつてゐることを、論じている。ただ同じ書の四四一頁で、部族制の名残りの官は、やがてその実権を失つて、中国式の官僚機構ができあがつていた、と述べられており、選抜方法と、体制とは全く異なつた流れをくんでゐると解釈されてゐるらしい。
- (20) ウィットフォォーゲルは前掲書の四五八頁において、世選と廢との区別をしてゐる。それによれば、
世選… 相対的に単純な部族体制の機構であり、それは特別な家系の成員に、世代をこえてある特別の官、あるいはその位につく
權利を与えるものである。
廢… 複雑な官僚組織の産物であり、直系子孫の制限された人数に(家系ではなく)、試験なしで、仕官の道を開いてやる(特

別な官への道ではない)ものである。

- (21) ウィットフォーゲル前掲書、四三六頁。
- (22) ここでいう部族制とは、遼朝が遊牧民を統治する制度を指す。
- (23) 著帳に関する史料は、後述の刑法志、營衛志、百官志にもある。
- (24) 島田正郎、前掲書、一七四頁。
- (25) 一六八〜一七六頁。
- (26) 遼朝の皇帝は自己の直屬として、契丹人や、漢人、宮分人などを含む、斡魯朵という組織を持っており、部族制の圏外においていた。斡魯朵については、くわしくは、同書一四五〜一六七頁参照。
- (27) 同書、一七三頁。
- (28) 伝中に多く「補祗候郎君」などと「補」の字の加えられたものが多いのは、直接その官についたものではないことを表すのかもしれないが、卷八二の蕭常哥や蕭陽阿などは「為……」となっており、そう問題とはなるまい。いずれの場合も、先ず著帳に入ったことは明らかである。
- (29) 遼代の北面は、かかる帳族が、一般の部族制度とは異なったりやり方で統治を受けていた。
- (30) 『遼史』卷四五「百官志一」によると、祗候郎君班詳穩司のほかに、左右の祗候郎君班詳穩司があつたようにとれるが、島田先生は「これは何かの誤りであつて、あるいは当初一本立てであつたものがある時期左右にわかれたのを、誤って記載したものであるかも知れない」と言われている(前掲書一七二頁)が、それに従いたい。
- (31) これも諸衛職名総目にある。
- (32) 島田先生は、著帳下の隸屬民⇨著帳戸と解されているらしい。
- (33) 二院皇族帳に関しては、第二篇で詳述する。
- (34) ここにおける蒲古只は、二院皇族帳の祖である蒲古只とは、同名異人である。

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

- (35) 『遼史』卷四五 百官志一、北面御帳官の条には
出於貴戚為侍衛、……
とある。
- (36) 『遼史』卷五 世宗本紀に
(天祿) 四年春二月辛未、泰寧王察割來朝、留侍。
とあり、さらに
(天祿五年) 九月……癸亥、祭讓國皇帝于行宮。群臣皆醉、察割反、帝遇弑、……
とあるのが、その事情である。
- (37) 第二篇 52頁より。
- (38) その入仕の事情はあきらかではないが、聖宗朝に仕官した者は、五院・六院部人六名、二院六名である。
- (39) 部族節度使・大王が、内朝の官であるとともにまた外朝の官である、という性格をもっていたことは、第二篇に。
- (40) 御帳官と著帳官とが、本質的にかわるものでないことは、第五章に詳述してある。
- (41) 第二篇で詳述するが、二院皇族帳は、実は六院部の有力者を懐柔する手段として設けられたもので、真の皇族とはちがうが、遼朝である程度の特権をもっていたことが明らかなので、皇族帳の中へ含めることにした。52頁以下参照。
- (42) ↓註(41)。
- (43) ↓註(41)。
- (44) 島田正郎「遼の北面中央官制の特色」『法制史研究』一一二 一九六一 参照。
- (45) 侍衛とは御帳官全てを、祗候郎君は著帳官全てか、又は祗候郎君班詳穩司の官全てを指している。この二つが列記されているところに、御帳と著帳の本質の同一性を感じることができる。
- (46) 契丹民族が民族的に何に属するかは、未だ明らかでない。モンゴルかツングースかその混血か、諸説がある。

(47) 護雅夫「Nokor考」『史学雑誌』六一—八一九—五二。

(48) bosu-ya-yin bo'ul.

(49) egiden-ti ünçü.

(50) 但し、帳族、および幹魯朵はこの圏外にあった。

(51) 島田正郎、前掲書、九頁以下参照。ウィットフォードは前掲書中で、「征服という事態により結果した多くの政治的・軍事的な変更にもかかわらず、遼帝国の諸部族は、依然として部族（クオテーション・マークなしの部族）でありつづけた。」と述べている（五頁）。

(52) 百官志一によれば、知北南院都部署などの官があり、その下にさらにいくつかの官があった。

(53) 前掲書一七五頁〜一七六頁。

(54) この中より、帳族や幹魯朵を除くことには注意。

(55) 前掲書一四頁参照。

(56) 名目的には格を上げて、その抵抗を柔らかくしたとでも解するのであろうか。

(57) 私は、島田先生のこの史料の解釈そのものが誤っていると思う。蕭合卓らが北院枢密使となったのは聖宗の時代であり、夷離菫という名は諸部の統治者の名としてはとくに存在しなくなっているはずである。石烈の夷離菫という例はあるが、これとてもわずかに一例にすぎない。さらに、刑法志のこの部分は、契丹人に対する刑を特に論じているわけではない。この記述をもって、各部に開泰年間までは裁判権が与えられていた、とか、それがこの時に中央へとり上げられたとか断定するのは無理である。私は、この夷離菫は、夷離畢の誤りであると考える（二七）。「遼史」卷四五 百官志一 北面朝官に

…夷離畢院。掌刑獄。

とあり、卷一一六 国語解に

夷離畢院以掌刑政。

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―（加藤）

とあるごとく、夷離畢は遼朝北面で刑政をつかさどる官であった。先の史料は、開泰年間まで聽訴の務は夷離畢まかせてあったのが、蕭合卓、蕭朴の時はじめて枢密使が自らそれを行うようになった、ということを表しているのに他ならないのである^{二八}。

(58) 島田正郎、前掲書一一五頁参照。これによれば、遼朝が三世・四世の祖の追尊をはじめて行ったのは、遼の末帝、天祚の時であり、その前は二世の祖より先へは決して遡っていない。これからみても、三世・四世の祖は、遼初においてすでに判然としたかったことが解る。よってこの歴史的事実性はきわめてうすいものとみなければならぬ。

(59) 『遼史』卷三三 宮衛志下 部族下によれば

五院部……大王及都監春夏居五院部之側、秋冬居羊門甸。

また

六院部……其大王及都監春夏居德泉之北、秋冬居獨盧金。

とある。

(60) ここではつきりしなければならないが、部族と行動をともにした、ということ、大王が部族官として、その管下の部族と行動をともにしたということであり、のちにのべるごとく、決して自己の部族と行動をともにすることが要求されたのではない。それはむしろ反対であった。

(61) 島田正郎、前掲書六四頁。

(62) 後述、『遼史』卷一九 興宗本紀二の北枢密の言にある(57頁)。

(63) 前掲書三一五頁。

(64) 『遼史』卷二八 天祚本紀二によれば

(天慶十年三月己酉条) 民有群馬者、十取其一、給東路軍。

とあって、天祚の天慶十年になってやっとそのことにふみきったようにとれる。これがなお一層、天祚と部族とはなしてしまっただのかもしれない。

(65) 群牧に関しては、島田正郎、前掲書の三〇五頁〜三二二頁にくわしい。

(66) 女真からは、海東青鶴と呼ぶ鷹を献上させたことは有名である。

(67) 偵候も糺官も、ともに兵役であろう。

(68) 金代は、女真人の数が少なかったので、西北の防備はもっぱら契丹人に任せていた。その為契丹人の勢力はあなどりがたく、たびたび反乱をおこしては金朝を苦しめたが、金末、蒙古が侵入すると、耶律留哥がそれに呼応して立ちあがり、蒙古に内附して、逆にそれを金領に導き入れ、金朝崩壊の最大の要因となった。金朝一代の対契丹人政策は、懐柔策に終始したと言つてよい。金朝統治下の契丹人についてのくわしいことは、外山軍治『金朝史研究』（東洋史研究会刊 一九六四）の六六頁〜一二一頁参照。

(69) 『金史』卷六 世宗本紀上 大定三年八月戊寅の条によれば、

詔罷契丹猛安謀克、其戸分隸女直猛安謀克。

と、この時はじめて、契丹人を分散させようとしたことがわかる。

(70) 遼代の部族には、石烈と弥里という名の下部組織のあったことが知られているが、その実態は未だよくつかめていない。

(71) 『遼史』卷三二 營衛志中には、契丹人の八部として、次の三通りを掲げている。

(一) 古八部

悉万丹部 何大何部 伏弗郁部 羽陵部 日連部 匹黎部 黎部 吐六于部

(二) 大賀氏八部

達稽部 紇便部 独活部 芬間部 突便部 芮奚部 墜斤部 伏部

(三) 遥輦氏八部

巨利皆部 乙室活部 実活部 納尾部 頻没部 納会雞部 集解部 奚嚙部

これに関する研究としては、前掲の、田村実造『中国征服王朝の研究』上および、愛宕松男『契丹古代史の研究』にくわしく扱

遼朝北面の支配機構について―著帳官と節度使を中心に―(加藤)

われている。

(72) 『遼史』卷三二 營衛志中 部族上によれば

当唐開元・天宝間、大賀氏既微、遼始祖涅里立迪鞏祖里為阻午可汗。時契丹因万荣之敗、部落凋散、即故有族衆分為八部。
涅里所統迭刺部自為別部、不与其列。并遥鞏・迭刺亦十部也。

とある。

(73) 田村先生の解釈は、耶律氏が（太祖の家系がもとから）迭刺部を率いてきたとする方であるが、島田先生の場合は、太祖の家系はせいぜい一介の土酋にすぎなかったとしている。

(74) 前掲書一一五頁以下参照。

(75) 『遼史』卷一 太祖本紀上による計算である。太祖即位前の年代は、何年と書くのではなく、唐の天復元年を起点に、明年、明年、とくるだけなので、かなり不正確かもしれない。

(76) 『遼史』卷一 太祖本紀上 八年正月。

(77) なお、『遼史』卷九五 耶律陳家奴の伝には、

懿祖弟葛剌之八世孫。

とあって、先の三系列の他に、大王にこそ昇らなかったが伝にのるほどの人物が、二院皇族帳の別の系列として出ている。しかしこの家系は、彼ただ一人で『遼史』に登場するだけである。